

社会復帰促進等事業における主な新規・拡充（令和3年度予算要求）

【事業】

- 1 （事業番号 17）
＜安全衛生啓発指導等経費＞・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
・労働安全衛生法に基づく免許証発行等事務サポート事業
・職場の安全衛生の周知・意識啓発等事業
- 2 （事業番号 21）
＜職業病予防対策の推進＞・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5
・事務所環境改善促進事業
- 3 （事業番号 22）
＜じん肺等対策事業＞・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 7
・有害物露防止対策補助金事業
・デジタル技術を活用した労働基準行政におけるサービス向上と業務改革の一体的な推進のための拠点業務プロセス再構築モデル事業
- 4 （事業番号 27）
＜メンタルヘルス対策等事業＞・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 11
・職場におけるメンタルヘルス対策の促進
- 5 （事業番号 30）
＜建設業等における労働災害防止対策費＞・・・・・・・・ P. 13
・自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業
・建設業の一人親方等の安全衛生支援事業
- 6 （事業番号 31）
＜第三次産業等労働災害防止対策支援事業＞・・・・・・・・ P. 17
・高年齢労働者安全衛生対策推進費（エイジフレンドリー補助金等）
・大規模店舗・多店舗展開企業等に対する安全管理の支援
- 7 （事業番号 33）
＜機械等の災害防止対策費＞・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 21
・スマート保安の推進に対応した労働安全対策費

| | | | |
|----|-----------|---------------------------------------|-------|
| 8 | (事業番号 34) | | |
| | | 特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 | P. 23 |
| | | ・ 特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 | |
| 9 | (事業番号 35) | | |
| | | ＜自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等＞ | P. 25 |
| | | ・ 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 | |
| 10 | (事業番号 37) | | |
| | | ＜女性就業支援・母性健康管理等対策費＞ | P. 27 |
| | | ・ 女性就業支援・母性健康管理等対策費 | |
| 11 | (事業番号 42) | | |
| | | ＜産業医学振興経費＞ | P. 33 |
| | | ・ 災害産業保健センター（仮称）の設置 | |
| | | ・ 高年齢労働者産業保健研究センター（仮称）の設置 | |
| 12 | (事業番号 44) | | |
| | | ＜未払賃金立替払事務実施費＞ | P. 37 |
| | | ・ 未払賃金立替払事務実施費 | |
| 13 | (事業番号 45) | | |
| | | ＜過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し＞ | |
| | | | P. 39 |
| | | ・ 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業等 | |
| 14 | (事業番号 47) | | |
| | | ＜医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組＞ | P. 43 |
| | | ・ 医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組 | |

| | | NO. 1 | |
|---------------------------|---|---------------|----------------|
| | | 令和2年度事業番号 | |
| | | 17 | |
| 事業名 | 労働安全衛生法に基づく免許証発行等事務サポート事業、職場の安全衛生の周知・意識啓発等事業、 (事業番号17 安全衛生啓発指導等経費) | 令和2年度 予算額 | 令和3年度 予算要求額 |
| 担当係 | 労働基準局安全衛生部計画課計画班、安全課業務第一係 | 1,308,466(千円) | 1,493,133(千円) |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号） | | |
| 実施主体 | 民間事業者等 | | |
| 令和2年度の 事業概要 | <p>「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」第24条但書に規定する指定機関として、登録教習機関の自主的な情報提供等に基づき登録教習機関から技能講習修了者の帳簿を引き受け、これを管理し、労働安全衛生規則第82条第3項及び第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う。</p> <p>また、事業場が自主的に安全衛生対策に取り組めるよう災害統計や過去の災害やヒヤリハット事例、安全衛生視聴覚教材、化学物質等の必要な情報を、「職場のあんぜんサイト」を通じて提供する。さらに、既に自主的な対応を進めている事業場の参画を得て、安全対策や活動の実例を業種や企業を超えて共有化することにより、事業場の安全意識を高める。</p> | | |
| 令和3年度から 新たに 実施したい内容 | <p><労働安全衛生法に基づく免許証発行等事務サポート事業> 労働安全衛生法に基づく免許証の申請から発行までの期間を短縮し、労働者が試験合格等の後、早期に業務に就けるようにするため、免許証申請書類のチェック等の事務を行う。</p> <p><職場の安全衛生の周知・意識啓発等事業> 労働基準監督署に届出を行う安全衛生関係の帳票について、形式審査機能を持つ帳票（記載不備があった場合にエラーを表示する帳票）の公開等を行う。</p> | | |
| 事業の必要性 | <p><労働安全衛生法に基づく免許証発行等事務サポート事業> 労働安全衛生法では、労働災害防止のため、つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転等、特に危険・有害な業務について免許制度を設けている。労働者は免許証を携帯していなければ当該業務に就くことができないため、試験合格等の後、免許証の申請から発行までの期間をできるだけ短くする必要がある。しかし、近年の免許証申請件数の増加により、慢性的に免許証発行までの期間が長期化しており、労働者の就労機会が損なわれている。また、局署は早急に業務に就く必要がある労働者からの発行状況の確認や苦情等の電話対応に追われ、従来の安全衛生業務が圧迫されている。このため、免許証申請書類のチェック、不備書類の返送及び督促、免許証の発送等の行政機関の権限行使に当たらない事務の外部委託等により、免許証発行期間の短縮及び免許証発行の適正化を図る。</p> <p><職場の安全衛生の周知・意識啓発等事業> 行政手続きの効率化・簡素化を推進するため、労働基準監督署に届出を行う安全衛生関係の帳票について、記載不備があった場合の差戻しや問い合わせに係る申請者の負担軽減を図る必要がある。</p> | | |
| 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性 | <p><労働安全衛生法に基づく免許証発行等事務サポート事業> 本事業は、特に危険・有害な業務に係る労働安全衛生法に基づく免許制度を安定的に運営することから、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p><職場の安全衛生の周知・意識啓発等事業> 本事業は、行政手続きの効率化・簡素化を推進することにより、事業者の負担軽減を図ることで、自主的な安全衛生対策の推進を図るものである。このため、本事業は事業者による労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> | | |
| 事業全体の 経費削減内容 | 計画届審査員設置経費や安全衛生施設整備費等について削減している。 | | |
| 期待される 施策効果 | <p><労働安全衛生法に基づく免許証発行等事務サポート事業> 免許証の発行時におけるチェックや不備書類の返送及び督促、免許証の発送等の一部事務を外務委託することにより、免許証発行期間の短縮及び免許証発行の適正化を図ることができる。</p> <p><職場の安全衛生の周知・意識啓発等事業> 形式審査機能を持つ帳票の活用に伴う行政手続きの効率化・簡素化により、事業者の負担軽減が期待される。</p> | | |
| その他特記事項 | | | |

労働安全衛生法に基づく免許証発行等事務サポート事業【新規】

(背景)

令和3年度概算要求額：87,490千円

労働安全衛生法では、労働災害防止のため、特に危険・有害な業務について、免許や技能講習について、免許や技能講習に就くことを禁止。この免許証は、免許証発行センターが一元的に発行。免許証を携帯していない場合は当該業務に就くことができず、免許証の申請から発行までの期間をできるだけ短くすることが必要。

(課題)

●近年の免許証申請件数の増加に対応できず、免許証発行に要する期間が長期化(2ヶ月程度)
●全国の都道府県労働局及び労働基準監督署において、苦情を含む電話相談に対応し、従来の安全衛生業務を圧迫。

免許証発行体制の見直し等が必要

(事業概要)

- 1 免許証発行事務サポート事業 申請書類の受理及びチェック、不備書類の返送及び督促等を一元的に実施
- 2 免許証発送事務サポート事業 個人情報漏えい防止対策を徹底しつつ、申請者に確実に確実に免許証を発送

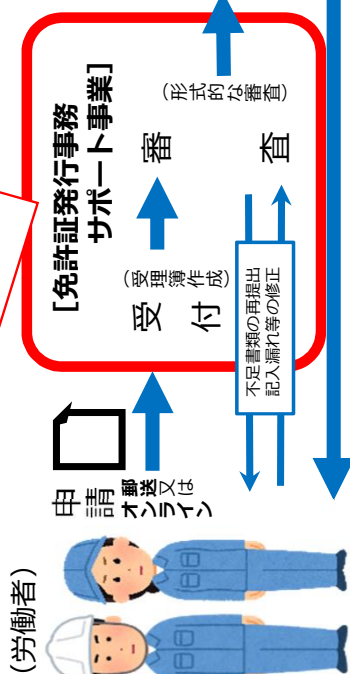
(事業目的・期待される効果)

- 免許証申請から発行までの期間の短縮化 ⇒ 労働者は、試験合格等の後、早期に業務に就ける
- 局署の安全衛生業務の適正化 ⇒ 職員は、苦情対応が減り、安全衛生業務に注力できる

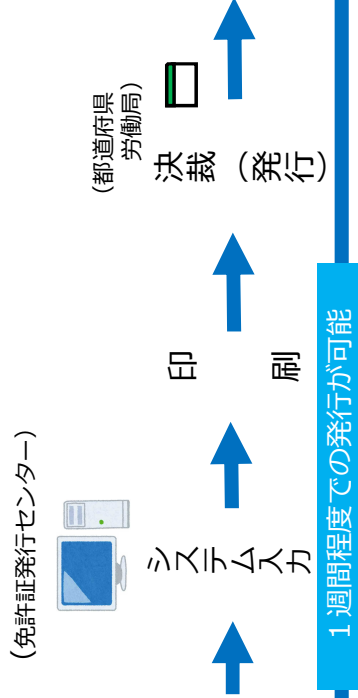
免許制度の安定的な運営・労働災害の減少

【事業実施フロー図】

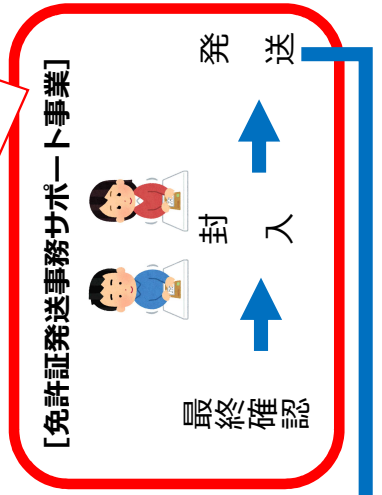
現状：平均400件/日程度を処理
平均550件(最大1,000件)/日程度を処理見込み
◎申請が集中する時期でも滞留させない体制を確保



現状：平均400件/日程度を処理
最大1,000件/日程度の処理能力
◎形式審査・発送等の業務を外部委託した場合の理論値



現状：平均400件/日程度発送
550件/日程度の発送見込み
◎誤発送を防ぐための子エディット体制は引き続き維持する



形式審査機能を持つ帳票の公開等業務

必要性

○行政手続きの効率化・簡素化を推進するため、労働基準監督署に届出を行う安全衛生関係の帳票について、記載不備があった場合の差戻しや問い合わせに係る申請者の負担軽減を図る必要がある。

概要（労働者死傷病報告の例）

労働者死傷病報告

過去に作成・保存した帳票を読み込んで共通事項の入力を省略できます

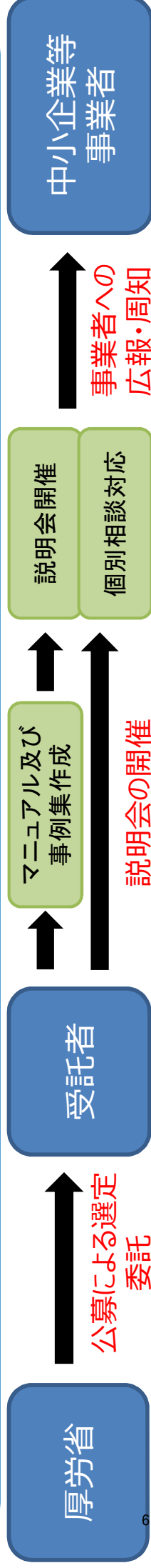
The screenshot displays the '労働者死傷病報告' (Laborer Death, Injury, and Disease Report) form. On the left, a '帳票イメージ' (Form Image) shows a grid for recording details. On the right, the '入力エリア' (Input Area) contains fields for '被災労働者の情報' (Information of the Affected Worker), including name, date of birth, and age. A callout box highlights the '入力項目の説明' (Input Item Description) section, stating that users can confirm the input items while entering. A '参照...' (Reference...) button and a '帳票入力データの読み込み' (Load Input Data) button are also visible.

○未入力・誤入力があるとエラーメッセージが表示されます。

| | | N O . 2 | |
|---------------------------|--|--------------|----------------|
| | | 令和2年度事業番号 | |
| | | 21 | |
| 事業名 | (事業番号21 職業病予防対策の推進) 事務所環境改善促進事業 | 令和2年度 予算額 | 令和3年度 予算要求額 |
| | | 588,131(千円) | 539,312(千円) |
| 担当係 | 労働基準局安全衛生部労働衛生課物理班、電離放射線労働者健康対策室、環境改善室 | | |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号） | | |
| 実施主体 | 民間事業者等 | | |
| 令和2年度の 事業概要 | <p>技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するための総合的な委員会の開催や職場における熱中症予防対策の推進を行うことにより、適正な職業病予防対策の推進を図る。</p> <p>東電福島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理徹底のため、東電福島第一原発の作業届について、被ばく防護措置が適切であるか確認するとともに、立ち入り調査等適切な指導等を実施する。</p> <p>緊急作業従事者の作業内容、被ばく線量等に関するデータベースの運用を行うとともに、緊急作業に従事した者の健康相談及び保健指導を実施する。また、一定の被ばく線量を超えた離職者等に対する健康診断等を実施する。</p> <p>眼の水晶体の被ばく限度の引下げた改正電離放射線障害防止規則が令和3年4月1日から施行されることをふまえ、</p> <p>①放射線業務を行う事業場に対して、自主点検及び説明会を行う。</p> <p>②眼の水晶体への被ばく線量が高い業務を行う事業者に対し、事業場として労働者の被ばく線量を組織的に管理する仕組みである、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援する。</p> <p>③眼の水晶体が受ける被ばく線量が高い労働者を雇用する者に対し、当該被ばく線量を低減するための器具の購入費の一部を補助する。</p> | | |
| 令和3年度から 新たに 実施したい内容 | <p>改正される事務所衛生基準規則及び事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針について、中小企業等に対して</p> <p>①改正事務所則及び改正快適職場指針の周知</p> <p>②事務所環境改善のためのマニュアル及び事例集作成</p> <p>③マニュアル及び事例集を使用したオンライン説明会の開催</p> <p>④事務所環境改善に係る個別相談対応</p> <p>を実施することにより、中小企業等の事務所の衛生環境整備を促すことで、事務所における労働者の健康の確保を推進する。</p> | | |
| 事業の必要性 | <p>働き方の多様化への対応、女性や障害者等も含めたすべての労働者にとっての健康で快適な職場環境の支援という観点から、事務所の環境の整備が必要となっている。これらを踏まえ、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議」（平成30年6月28日参議院厚生労働委員会）においても、事務所の環境整備のための関係法令等の必要な見直しが決議されている。</p> <p>本事業は、改正される事務所衛生基準規則及び事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針について、これらを具体化する事務所環境改善のためのマニュアル及び事例集を作成し、説明会や個別相談によってそれを周知することにより、中小企業等における多様な働き方をとする労働者、女性、障害者等全ての労働者にとって健康で快適な事務所環境の整備を図るものであり、事務所における労働者の健康を確保し、業務上の災害及び疾病の防止に寄与するものである。</p> | | |
| 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性 | <p>本事業は、事務所における労働者の休養、清潔保持等のために事業者が講ずべき必要な措置の周知や事務所環境改善のためのマニュアルの作成等により、事務所の衛生環境の改善を促すことで労働者の健康の確保を図るものであり、業務上の災害及び疾病の防止に寄与するものである。</p> <p>したがって、本事業は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用のものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p> | | |
| 事業全体の 経費削減内容 | <p>眼の水晶体が受ける被ばく線量が高い労働者を雇用する者に対する被ばく線量を低減するための器具の購入費について、令和2年度限りで廃止すること等により、45,935千円の減額（令和2年度予算：585,247千円→令和3年度要求：539,312千円）となっている。</p> | | |
| 期待される 施策効果 | <p>事務所衛生基準規則及び事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針に基づいた事務所の衛生環境整備を促すことで、事務所における労働者の健康を確保し、業務上の災害及び疾病の防止に寄与することが期待される。</p> | | |
| その他特記事項 | | | |

事務所環境改善促進事業（新規：23,203千円）

- 事務所の休養、清潔保持等の設備等の基準は事務所労働基準規則（事務所則）により定められているが、働き方の多様化への対応、女性や障害者等も含めたすべての労働者にとっての健康で快適な職場環境の支援という観点から、事務所の環境の整備が必要。
- 働き方改革に関する法案の附帯決議で、事務所の環境整備のための関係法令等の必要な見直しが決議されている。
- しかし、資力の乏しい中小企業等においては、実施が難しく、新型コロナウイルス感染症拡大防止による操業自粛等の経営環境の悪化といった状況もあり、単に法令上の最低基準を引き上げても、実態が伴わない恐れ。
- このため、事務所則の改正に加え事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（快適職場指針）を改正するとともに、事務所の環境改善をするための具体的なマニュアル及び事例集を作成し、分かりやすいものとする。
- 説明会や個別相談によってそれを周知することにより、中小企業等における事務所環境改善を促進する。



実施する内容

- ①改正事務所則及び改正快適職場指針を周知するパンフレット作成
- ②事務所環境改善に必要な措置を分かりやすく示すマニュアル及び事例集の作成
- ③事務所環境を改善するために必要な対応の事業者向けオンライン説明会の開催
- ④事務所環境改善に係る事業者からの個別の相談への対応

改正事務所則、改正快適職場指針 マニュアル及び事例集周知業務

- 改正事務所則及び改正快適職場指針の周知を行う。
- また、事務所則及び快適職場指針の改正に伴う、事務所の環境整備に求められる措置を明確にし、事業者が円滑に事務所環境の改善を実施できるようにする。

オンライン説明会業務

- 作成したマニュアル及び事例集を使用して事務所環境の改善に係るオンライン説明会を開催し、事業者への周知を行う。

個別相談事業

- 事務所環境改善に伴う疑問や相談について対応する。

| | | NO. 3 | |
|-------------------|--|--------------|----------------|
| | | 令和2年度事業番号 | |
| | | 22 | |
| 事業名 | 有害物ばく露防止対策補助金事業、デジタル技術を活用した労働基準行政におけるサービス向上と業務改革の一体的な推進のための拠点業務プロセス再構築モデル事業 (事業番号22 じん肺等対策事業) | 令和2年度 予算額 | 令和3年度 予算要求額 |
| 担当係 | 労働基準局安全衛生部化学物質対策課衛生対策班・環境改善室環境改善係、総務課労働基準行政システム連携システム構築推進チーム | | |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号） | | |
| 実施主体 | 民間団体等、国 | | |
| 令和2年度の事業概要 | <p>「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進並びにじん肺健康診断の着実な実施を図るため講習会の実施等を行うとともに、石綿業務等有害な業務に従事し離職した労働者等に対して健康管理手帳を交付し、特殊健康診断等を実施する。</p> <p>また、石綿含有建築物の解体作業に従事する労働者の石綿による健康被害を生じさせないよう、改正石綿障害予防規則に基づく事前調査方法・分析方法に応じたテキスト等の作成や説明会開催等を行う。</p> | | |
| 令和3年度から新たに実施したい内容 | <p><有害物ばく露防止対策補助金事業></p> <p>金属アーク溶接等の作業で発生する溶接ヒュームは、国際がん研究機構（IARC）により発がん性が指摘されるとともに、神経機能障害が多数報告されていることから、本年4月の特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）等の改正により、特定化学物質として規制されるとともに、屋内で継続的に行われる溶接作業については、溶接ヒュームのばく露測定結果に応じた呼吸用保護具の使用等が義務付けられた。令和3年4月1日からの経過措置中である既存の金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場での濃度測定を行う中小事業者に対し、令和3年度に次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 有害物ばく露測定等個別相談・広報業務 2 有害物（溶接ヒューム）ばく露測定助成金 <p><労働基準行政におけるサービス向上と業務改革の一体的な推進のための拠点業務プロセス再構築モデル事業></p> <p>労働安全衛生法第67条（健康管理手帳制度）に基づき労働局が行う事務（離職後の健康管理支援業務）は情報システム化されていない業務であるところ、適正なシステムとなるよう、令和3年度においては専門家による要件定義工程（業務調査分析、要件分析、仕様作成）を実施するもの。</p> | | |
| 事業の必要性 | <p><有害物ばく露防止対策補助金事業></p> <p>溶接に従事する者は約30万人、事業者は約1万にのぼり、そのほとんどが中小企業という実態があり、さらに、新型コロナウイルス感染症による需要減や作業自粛等による経営環境の悪化も重なり、経過措置期間満了日までに、既存の金属アーク溶接等作業に対して、法令上作業環境の改善及び呼吸用保護具の決定に必要となる、溶接ヒュームの濃度測定に支障が生じるおそれがある。</p> <p>このため、金属アーク溶接等作業に従事する労働者の健康確保のために、事業者に対し、改正特化則を周知、個別相談を行った上で、中小企業に対して、溶接ヒュームの濃度測定を確実に実施する仕組みが必要である。</p> <p><労働基準行政におけるサービス向上と業務改革の一体的な推進のための拠点業務プロセス再構築モデル事業></p> <p>現行の事務処理においては、健康管理手帳被交付者の住所変更に伴う労働局間台帳移管や健康診断案内通知の準備発送等の業務一切を手作業で行っており、迅速的確な離職後の健康管理支援サービス提供につながっていないため、解決策として情報システムの活用が有効と考えられる。</p> <p>しかし、情報システムを構築すること自体は目的でなく、新たに情報システム化を図るにあたっては、行政サービスの向上（健康診断受診率の向上）や業務プロセスの見直しにも一緒に取り組むことが、適正規模のシステム投資を実現するうえでも重要となる。これら各課題に一体的に取り組む要件定義工程を実施するためには、多方面の関係領域（情報技術、サービスデザイン、BPR）に精通する専門的な知見を有する者による本事業が必要である。</p> | | |
| 社会復帰促進等事業で実施する必要性 | <p><有害物ばく露防止対策補助金事業></p> <p>本事業は、溶接ヒュームのばく露防止のため、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場での溶接ヒュームの濃度測定を実施し、その結果に応じた有効な呼吸用保護具の選択をすることにより、金属アーク溶接等作業に従事する労働者の健康障害を防止することとなることから、労働者の健康の確保に寄与するものである。</p> <p>したがって、本事業は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用のものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要があるものである。</p> <p><労働基準行政におけるサービス向上と業務改革の一体的な推進のための拠点業務プロセス再構築モデル事業></p> <p>情報システム化や業務プロセス見直しを図って、迅速的確なサービスを提供することを可能とすれば、健康管理手帳被交付者の健康状態の適切な把握や、早期発見、早期治療などの適切な健康管理をきめ細かく行えることにつながるものである。</p> <p>したがって、本事業は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用のものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要があるものである。</p> | | |
| 事業全体の経費削減内容 | 作業環境管理等対策事業の一部事業の廃止や、石綿による健康障害予防対策の推進事業のうち、建築物の解体時の石綿漏洩防止対策に係る周知啓発の委託費を減額することにより、経費削減をした。 | | |
| 期待される施策効果 | <p><有害物ばく露防止対策補助金事業></p> <p>約30万人に及び金属アーク溶接等作業に従事する労働者の健康確保を図られる。</p> <p><労働基準行政におけるサービス向上と業務改革の一体的な推進のための拠点業務プロセス再構築モデル事業></p> <p>それぞれの労働局において独自に業務情報を管理している現状を見直し、全国の拠点をネットワークで結びデータベースを構築するとともに、当該データベースを活用した行政サービスの向上（健康診断受診率の向上）や業務プロセスの見直しにも取り組むことにより、離職後の健康管理支援の全国的な充実を図ることが期待できる。</p> | | |
| その他特記事項 | | | |

有害物ばく露防止対策の支援

令和3年度要求額 1.7億円

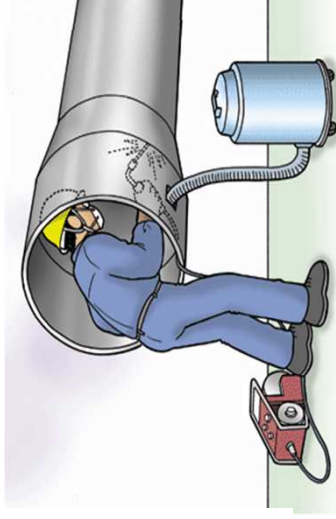
- 金属アーク溶接等の作業で発生する溶接ヒュームは、発がん性が認められ、神経機能障害を発生させる。
このため、**本年6月の法令改正により、特定化学物質とされ、屋内の溶接作業では、溶接ヒュームのばく露測定結果に応じた呼吸用保護具の選定及び使用等が義務付けられた（令和4年4月1日全面施行）。**
- 溶接に従事する者は約30万人、事業者は約1万にのぼり、そのほとんどが資力の乏しい中小企業。新型コロナウイルス感染症拡大防止による需要減や操業自粛等による経営環境の悪化も重なっている状況であることから、既存の溶接作業について、経過措置期間満了日までに、既存の金属アーク溶接等作業に対して、法令上作業環境の改善及び呼吸用保護具の決定に必要なとなる、溶接ヒュームばく露測定に支障が生じるおそれがある。
- このため、改正特化則の経過措置期間中におけるばく露防止措置を支援し、法令改正を円滑に施行するとともに、法令改正の効果可能な限り先取りするため、中小企業に対して、溶接ヒュームばく露測定に要する費用の一部を補助する。

8



補助対象の費用

有害物（溶接ヒューム）ばく露防止対策の実施のために要する費用
支給対象：溶接ヒュームのばく露測定（中小企業事業者）
（上限4万円の1/2）



サンプラー

ポンプ

【個人サンプリングによる測定】

事業イメージ

■ 本事業の主要対象業務

情報システム化されていない、離職後の健康管理支援業務。

■ 現行業務のあらまし



離職後の健康管理支援業務

- 重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事歴のある者（健康管理手帳被交付者）に対し、早期発見のために、国費で健康診断を行う制度に基づく業務。
- 手帳の新規交付事務から、業務拠点（都道府県労働局）間の移管、健康診断受診案内の発送、医療機関への受診費支払等の具体的事務があるが、全国システム化されておらず、各拠点がローカルで業務情報を管理しており、移管漏れや案内漏れを発生させないための点検等作業負担の低減が課題。

■ 事業イメージ

業務拠点（労働局・労働基準監督署）に対する実地による徹底した業務調査と業務分析



ローカルなデータベースの見直し検討



全国データベースの構築のための仕様作成



業務プロセスの見直し



適正規模のシステム投資の実現

| | | | N O. 4 |
|---------------------------|--|--------------|----------------|
| | | | 令和2年度事業番号 |
| | | | 27 |
| 事業名 | (事業番号27 メンタルヘルス対策等事業) 職場におけるメンタルヘルス対策の促進 | 令和2年度 予算額 | 令和3年度 予算要求額 |
| | | 153,447(千円) | 253,438(千円) |
| 担当係 | 労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室メンタルヘルス対策係 | | |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号） | | |
| 実施主体 | 民間事業者 | | |
| 令和2年度の 事業概要 | メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する。 | | |
| 令和3年度から 新たに 実施したい内容 | メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、新型コロナウイルス感染症によるメンタルヘルス不調等について対応するため、電話相談体制を拡充する。 また、メンタルヘルス対策をいっそう充実するため、新たな働き方として急速に普及したテレワークに対応したメンタルヘルス対策の検討、及び制度創設から5年が経過するストレスチェック制度についての効果検証を実施する。 | | |
| 事業の必要性 | <p>職場におけるメンタルヘルス対策については、「第13次労働災害防止計画」（平成30年2月策定）において「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上」「仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上」「ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60以上」とする目標が定められており引き続き事業者及び労働者に対する支援を充実することが重要であるほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成30年7月閣議決定）において国が労働者等からのメンタルヘルス等の相談体制の整備を図ることとされている。</p> <p>このうちストレスチェック制度については、制度創設から5年が経過するが、小規模事業場での実施を一層推進していくことが重要であることから、その効果検証を通して、一層の普及方策等を検討する必要がある。</p> <p>また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、これに関連した働く人のメンタルヘルス不調等についての相談ニーズが高まっていることから、「こころの耳」の相談体制の拡充やテレワークに対応したメンタルヘルス対策の検討により、こうしたニーズに対応することが必要である。</p> | | |
| 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性 | <p>本事業は、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」における職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供やメンタル不調等に関する相談対応等により、職場におけるメンタルヘルス対策を促進し、労働者の心の健康の確保を図るものであり、業務上の災害及び疾病の防止に寄与するものである。</p> <p>したがって、本事業は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用するものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p> | | |
| 事業全体の 経費削減内容 | <p>企業における健康増進取組によるメンタルヘルス対策等の推進検討に係る事業を廃止した。</p> <p>また、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」のサイト運営経費（維持費・改修費）等について削減した。</p> | | |
| 期待される 施策効果 | <p>職場におけるメンタルヘルス対策の推進により、労働者の心の健康の確保が図られ、業務上の災害及び疾病の防止に寄与することが期待される。</p> | | |
| その他特記事項 | | | |

職場におけるメンタルヘルス対策の促進

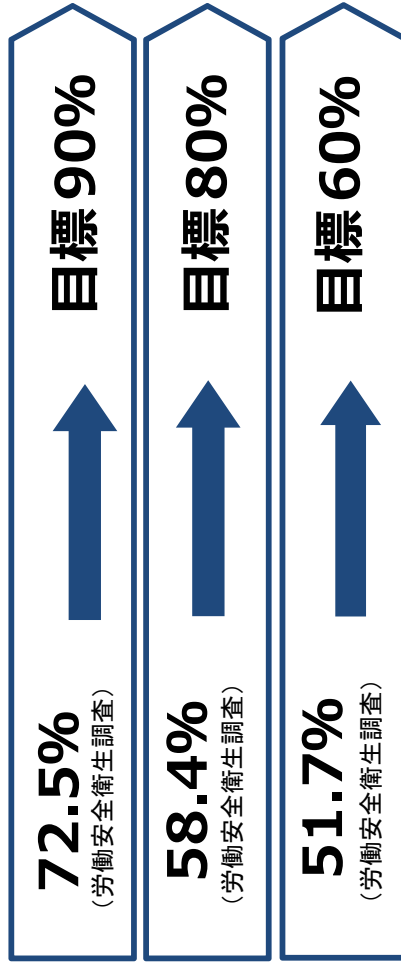
「第13次労働災害防止計画」におけるメンタルヘルス対策目標

令和3年度要求額
253,438 (153,447)千円

- ① 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合
- ② メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合
- ③ ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合

平成29(2017)年

令和4(2022)年



12

1 メンタルヘルス・ポータルサイトの充実

- ・ポータルサイト「こころの耳」の運用（新型コロナウイルス感染症に関することも含む職場のメンタルヘルス不調等に関する電話・メール・SNS相談対応、eラーニング、事業場の事例公表等情報提供、ストレスチェック実施プログラムの提供等）【一部拡充】
- ・利用者増加に向けたポータルサイトの周知・広報

2 職場のメンタルヘルス・シンポジウムの開催

企業におけるストレスチェックに係る取組の優良事例の公表・共有を目的としたシンポジウムの開催

3 ストレスチェック制度の効果検証（新規）

ストレスチェック制度の実施を通じた職場改善に関する事例の収集やデータ分析等による効果検証

4 テレワークに対応したメンタルヘルス対策の検討（新規）

新たな働き方として急速に普及したテレワークに対応するメンタルヘルス対策の取組手法の検討・手引きの作成

| | | N O . 5 | |
|---------------------------|---|-----------------------------|-------------------------------|
| | | 令和2年度事業番号 | |
| | | 30 | |
| 事業名 | 自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業、建設業の一人親方等の安全衛生支援事業（事業番号30 建設業等における労働災害防止対策費） | 令和2年度 予算額 466,788(千円) | 令和3年度 予算要求額 395,837(千円) |
| 担当係 | 労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室 | | |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号） | | |
| 実施主体 | 民間事業者等 | | |
| 令和2年度の 事業概要 | <p>東日本大震災及び熊本地震に係る復旧・復興工事に係る中小事業者を重点対象として、岩手県、宮城県、福島県、熊本県に安全衛生対策の拠点を設置し、安全専門家による巡回指導等の復旧・復興工事における安全衛生確保を支援するための事業を実施する。</p> <p>足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による現場の調査・診断や説明会を実施する。</p> <p>東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、首都圏で増加する建設工事における労働災害を防止するため、安全専門家による巡回指導、新規入職者や管理者等に対する安全衛生教育を実施する。</p> <p>建設現場において労働者と同様な作業に従事する一人親方等の安全衛生確保のため、一人親方等の業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する研修会や建設現場における技術指導を通じ、一人親方等に対して安全衛生に関する知識習得等を支援する。</p> | | |
| 令和3年度から 新たに 実施したい内容 | <p><自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業> これまでの活動を通して蓄積された復旧・復興工事における安全衛生確保対策のノウハウを取りまとめ、検討委員会を設置し、復旧・復興工事の安全衛生確保対策のあり方等を検討し、今後発生する大規模自然災害からの復旧・復興工事の安全確保に資する報告書を作成する。</p> <p><建設業の一人親方等の安全衛生支援事業> 一人親方の業務の特性や作業実態を踏まえた安全衛生に関するテキストを作成し、また、このテキストを使用した研修会を実施する。</p> | | |
| 事業の必要性 | <p><自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業> これまでの活動を通して蓄積された復旧・復興工事における安全衛生確保対策のノウハウを取りまとめ、報告書を作成することにより、今後発生しうる大規模自然災害からの復旧・復興工事について安全確保の支援を行う必要がある。</p> <p><建設業の一人親方等の安全衛生支援事業> 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づき策定された基本計画（閣議決定）に「技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。」と定められ、これに基づく対応が必要となる中、一人親方等が工事現場で安心して働くためには、工事現場内で一人親方等を管理する元請け等の事業者に対して、一人親方等に対する安全衛生対策等の管理上のポイントを周知することが必要である。</p> | | |
| 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性 | <p><自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業> 本事業は、建設現場等における労働災害防止を図るための事業であり、労働災害の減少に寄与することは、事業者による労働者の安全及び衛生の確保に資するものとして、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用されることから、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p><建設業の一人親方等の安全衛生支援事業> 本事業は、建設現場等における労働災害防止を図るための事業であり、労働災害の減少に寄与することは、事業者による労働者の安全及び健康の確保に資するものとして、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用されることから、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> | | |
| 事業全体の 経費削減内容 | 安全衛生専門家による巡回指導の件数を減少させたほか、安全衛生教育の一部をオンライン化することで、経費の削減を行った。 | | |
| 期待される 施策効果 | <p><自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業> 復旧・復興工事に従事する労働者の安全衛生確保の促進が期待される。</p> <p><建設業の一人親方等の安全衛生支援事業> 一人親方等に対し安全衛生に係る知識を付与し、業務災害の防止を図られる。</p> | | |
| その他特記事項 | | | |

建設業の一人親方等の安全衛生活動支援事業

令和3年度要求額
81,034(77,850)千円

必要性【なぜ】

- 一人親方等の死亡災害は、平成26年に64人、平成27年に81人、平成28年に75人、平成29年の103人をピークに微減しているもの高止まり。
- このような状況から、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成29年3月施行）では、一人親方等を含め、建設工事従事者の安全と健康の確保について、国が必要な施策を講ずることとされた。

緊急性【いま】

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づき策定された基本計画（閣議決定）に基づく対応が必要。

（基本計画より抜粋）

技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。
一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。

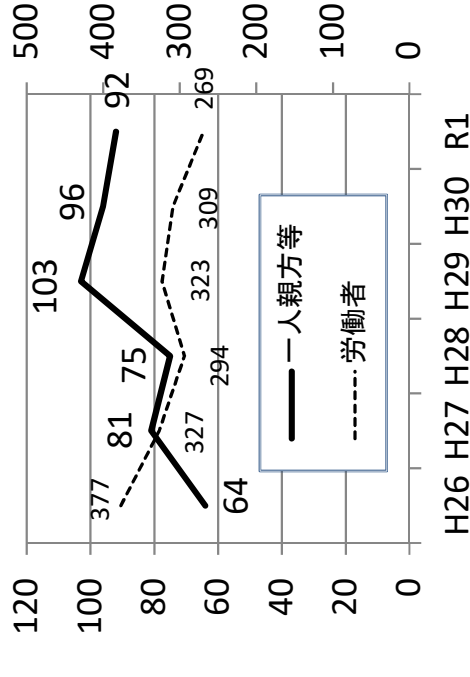
事業概要

- 一人親方等に対する安全衛生対策に係るパンフレットの作成。
- **一人親方等を使用する事業者に対する留意事項をまとめたパンフレットの作成。**
- 一人親方等に対する、安全衛生教育を実施する（全国6ブロック、各3回、WEB）。
- 一人親方等が入場している現場（主に木建工事を念頭）に対する巡回指導（全国で100人の指導員が年間24日活動）。

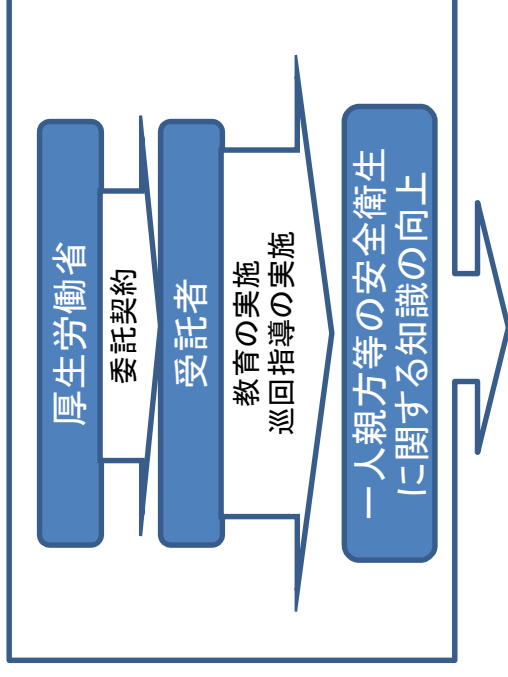
有効性【期待される効果】

- 一人親方等に対し安全衛生に係る知識を付与し、業務災害の防止を図る。

《一人親方等の死亡災害発生状況》(人)



《事業運営のイメージ》



一人親方を含む建設工事従事者の安全衛生水準の向上

自然災害からの復旧・復興工事安全確保支援事業

必要性【なぜ】

- 震災復旧・復興工事の進展に応じて、公共建築物の建設や大規模宅地造成等本格的な復旧・復興工事が実施される。
- 公共工事に加えて民間発注の比較的小規模な工事が短期間で大量に行われる。

緊急性【いま】

- 被災三県の建設業は復旧・復興需要のため活況を呈しており、震災前の平成22年と比較して、労働災害が増加している
 - ※ 被災三県の建設業における休業4日以上の労働災害の被災者数は、平成22年762人と比較し、平成23年1,084人、平成24年1,264人、平成25年1,231人、平成26年1,225人、平成27年1,087人、平成28年1,116人、平成29年1,008人、平成30年972人、平成31年/令和元年948人と大幅に増加している。特に死亡者数については、平成22年の13人から上昇して以来、20人を割っていない。
 - ※ 熊本についても、休業4日以上の死傷者数は、平成27年200人と比較し、平成30年335人と大幅に増加している。
- 建設需要の急増により、被災地では、建設作業員のみならず、安全衛生管理担当者の不足が顕在化している。
- ※ 公共工事の縮減等から建設投資額はピーク時の半分程度を底として、2割以上上昇しているものの、いったん離れた労働者が戻ってこず、全国的に人材が不足している。
- ※ 国土強靱化のための土木工事の増加、東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設関連工事等のため建設需要は旺盛で、人材不足に拍車

施策概要

- 安全衛生に関する諸問題に対応するための拠点の開設
 - ※ 岩手・宮城・福島、熊本の4県に開設、専門家による各種の支援の拠点とする。
- 安全衛生専門家による巡回指導
- 巡回指導時に短時間で実施するワンポイント安全衛生教育の実施(WEB)
- 安全衛生教育の効果が高い最新の災害事例集による教育支援
- 新規参入者のほか、中小ゼネコンの管理監督者等の安全衛生の「キーマン」に対する教育・研修の徹底(WEB)
- 復旧・復興工事における労働災害防止対策等の検討、報告書の作成

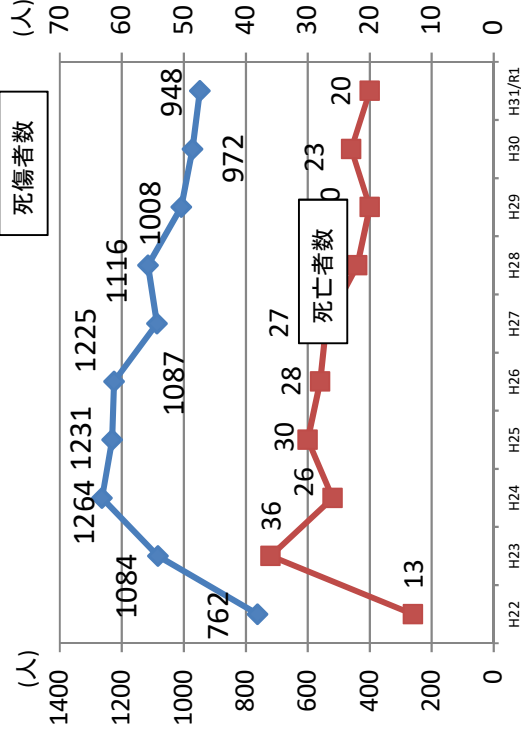
↑ **国のリーダーシップのもと、復旧・復興工事の関係者が一体となって震災復旧・復興工事における労働災害防止対策に取り組む**

有効性【期待される効果】

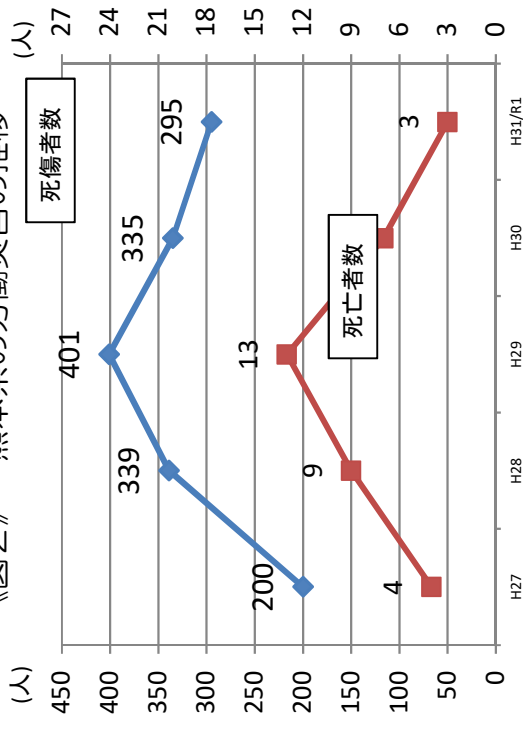
雇用問題と表裏一体をなす復旧・復興工事に従事する労働者の安全確保

令和3年度要求額 164,491(183,412)千円

《図1》 東北被災三県の労働災害の推移



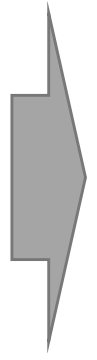
《図2》 熊本県の労働災害の推移



| | | N O. 6 | |
|---------------------------|---|--------------|----------------|
| | | 令和2年度事業番号 | |
| | | 31 | |
| 事業名 | 高齢労働者安全衛生対策推進費（エイジフレンドリー補助金等）、大規模店舗・多店舗展開企業等に対する安全管理の支援（事業番号31 第三次産業等労働災害防止対策支援事業） | 令和2年度 予算額 | 令和3年度 予算要求額 |
| 担当係 | 労働基準局安全衛生部安全課物流・サービス産業・マネジメント班 | | |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号） | | |
| 実施主体 | 民間事業者等 | | |
| 令和2年度の 事業概要 | <p>腰痛による労働災害が多発している社会福祉施設及び陸上貨物運送事業を対象に腰痛予防教育・対策の講習会を実施する。また、小売業等における労働災害を防止するため、経営トップ（多店舗展開企業等）を対象としたトップセミナー等を行う。</p> <p>また、中小企業による高齢労働者の安全・健康確保措置を支援するため、助成金を創設するとともに、高齢者の特性に配慮した独自の、先進的な取組を検証し、検証結果を公表する。</p> <p>さらに、外国人労働者の労働災害を防止するため、視聴覚教材やVR技術を活用した非言語教育教材、技能講習補助教材の開発等を行う。</p> | | |
| 令和3年度から 新たに 実施したい内容 | <p><高齢労働者安全衛生対策推進費（エイジフレンドリー補助金等）> 高齢労働者の安全衛生管理に関する支援について、特に、高齢労働者の比率が高く、労働災害が増加傾向にある対策の推進が必要な業種（社会福祉施設、医療保健業、旅館業、飲食店）を重点対象業種として取り組む。</p> <p><大規模店舗・多店舗展開企業等に対する安全管理の支援> 第三次産業の労働災害防止に関して広告媒体を活用した広報を行う。加えて新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い推進されるテレワーク等の安全衛生対策や、IoT技術を活用した安全衛生活動に応じた安全衛生対策の実態調査を行う。</p> | | |
| 事業の必要性 | <p><高齢労働者安全衛生対策推進費（エイジフレンドリー補助金等）> 我が国においては、少子・高齢化の進展に加えて、高齢者雇用安定法により65歳までの高齢者雇用確保措置が義務づけられ、令和3年4月には70歳までの措置の努力義務化が予定されるなどにより、労働者の高齢化が一層進むものと予測されている。全世代型社会保障検討会議中間報告においても「労働災害防止や健康確保の観点から対策を講じ、高齢者が安心して安全に働ける職場環境の構築を支援する。」と及言されている。</p> <p>高齢者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入や予防的観点からの労働者の筋力強化等の身体機能向上のための健康づくり等を促すとともに、高齢労働者の安全衛生確保対策に取り組む中小企業等を支援することにより、高齢労働者が安全で安心して働くことのできる職場環境の実現を促進する必要がある。</p> <p><大規模店舗・多店舗展開企業等に対する安全管理の支援> 第三次産業の労働災害は増加傾向にあり、1年間に発生する休業4日以上の労働災害約12万件のうち、その5割近い災害が第三次産業において発生しており、第13次労働災害防止計画においても小売業、社会福祉施設等の労働災害の減少目標（死傷千人率5%減）が掲げられている。</p> <p>このため、第三次産業に対する意識付けのための広報の実施、事業場の安全担当者の配置促進を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も相まって、第三次産業を中心に進んでいる働き方の多様化に対応した安全衛生対策について実態調査を行い、ヒアリング等を通じて、テレワークを行う場合、IoT技術を活用した安全衛生活動を行う場合のそれぞれに応じた安全衛生対策の状況をとりまとめることにより、労働災害防止対策を推進することが必要である。また、労働安全衛生マネジメントシステム指針（令和元年7月改正）を周知し、取組が進んでいない第三次産業を中心に、その普及を図る必要がある。</p> | | |
| 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性 | <p><高齢労働者安全衛生対策推進費（エイジフレンドリー補助金等）> 高齢労働者の活躍促進については、就労条件、職場環境については社会的関心も高い中で、これら高齢労働者の安全衛生を確保し、高齢労働者が安全で安心して働くことのできる職場環境の整備を進めることは、事業者による労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p><大規模店舗・多店舗展開企業等に対する安全管理の支援> 第三次産業の労働災害は増加傾向にあり、第13次労働災害防止計画においても労働災害防止の重点業種となっていることから、取組が進んでいない第三次産業における安全担当者の配置促進を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う働き方の多様化に対応した安全衛生対策について実態調査を行うことは労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> | | |
| 事業全体の 経費削減内容 | ガイドラインの周知を行う講習会のオンライン化や、安全衛生教育マニュアル等の開発等の事業を廃止することにより、事業全体として経費削減を行った。 | | |
| 期待される 施策効果 | <p><高齢労働者安全衛生対策推進費（エイジフレンドリー補助金等）> 高齢労働者が安全で安心して働く職場環境が整備されることは、高齢労働者を含む全ての労働者の安全衛生水準の向上に繋がることが期待される。</p> <p><大規模店舗・多店舗展開企業等に対する安全管理の支援> 第三次産業における労働災害防止への取組の促進が期待される。また、実態調査により必要な安全衛生対策の検討が可能となる。</p> | | |
| その他特記事項 | <p>【成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）】 高齢者のモチベーションや納得性に配慮した、能力及び成果を重視する評価・報酬体系構築の支援、地方公共団体を中心とした就労促進の取組、キャリア形成支援・リカレント教育の推進、高齢者の安全・健康の確保など、高齢者が能力を発揮し、安心して活躍するための環境を整備する。 【経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）】 あわせて、サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する。</p> | | |

高齢労働者安全衛生対策推進費（エイジフレンドリー補助金等）【拡充】

高齢労働者にとって安全で安心して働くことのできる職場環境の整備が必要
60歳以上の高齢労働者の労働災害は、死傷者数、割合ともに増加傾向
(平成30年には全労働者に占める割合が初めて1/4を超えた)



高齢労働者のガイドライン等を踏まえ安全衛生確保対策の取組周知を促進するとともに、
高齢労働者の安全と健康を確保するための独自の・先進的な取組について把握し、併せて、
企業等における自主的取組を支援することで、高齢労働者の安全衛生対策を推進。

高齢労働者安全衛生対策の推進

- ・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（令和2年3月）」の周知
- ・実証された独自の・先進的な安全衛生対策の周知・広報

エイジフレンドリー補助金

- ・高齢労働者の安全・健康の確保のために努力する中小企業等の支援
- ・先進的な安全衛生対策技術等の普及促進

対象者

60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業等の事業者

対象経費

- 高齢労働者に優しい機械設備の導入等に関する経費
- ・腰痛予防機器の導入等による腰痛予防
- ・熱中症防止ファン付き作業着の導入
- ・作業場内段差解消のための補修経費
- ・見やすい標識や警告灯の設置経費
- ・その他の先進的な安全衛生対策

効果が認められた対策を
補助対象に追加（予定）

健康確保のための取組に関する経費

- ・安全で健康に働くための体力チェックの実施
- ・ウェアラブル端末を活用した健康管理システムの利用
- ・健康診断や歯科健診、体力チェック等に基づいた運動指導、栄養指導、保健指導等の実施
- ・保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動
- ・その他の先進的な安全衛生対策

高齢労働者の特性に配慮した安全衛生教育に係る経費

高齢労働者安全衛生対策実証等事業

- ・独自の・先進的な安全衛生対策の把握
- ・安全衛生対策としての効果の実証

対象者

独自の・先進的な取組等の開発者等
(自ら実践する中小企業の事業者を含む)
先進的な取組を試験的に導入する事業者（協力者）

具体的な流れ

- ①実証申請（技術等の開発者等→受託者）
- ↓
- ②実証対象事業の採択（受託者（専門家委員会））
- ↓
- ③取組の実施（受託者が経費の一部を負担）
- ↓
- ④効果検証（受託者（専門家委員会））
- ↓
- ⑤結果公表（厚生労働省）

実証試験を実施した安全衛生対策について
実証結果とともに公表・紹介

令和3年度概算要求額
675,690(325,164)千円

【参考】高齢労働者の労働災害発生状況

| | 平成11年 | 平成31年／ 令和元年 |
|-------|----------|----------------|
| 全労働者 | 141,055人 | 125,611人 |
| 60歳以上 | 21,054人 | 33,715人 |
| 割合 | 14.9% | 26.8% |

出所：労働者死傷病報告における休業4日以上の死傷者数

第三次産業をはじめとした働き方の多様化に対応した 安全衛生対策の実態調査【新規】

令和3年度要求額 19,945千円

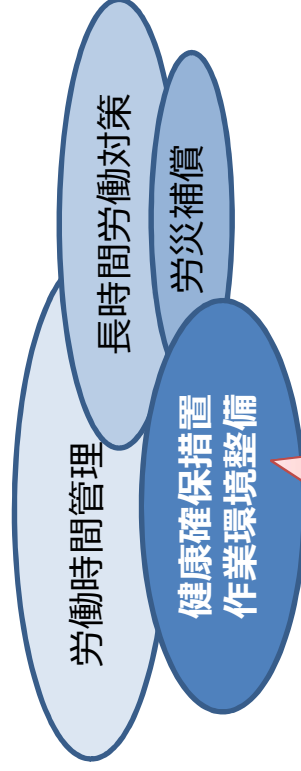
テレワーク等の安全衛生対策

情報通信技術を利用した事業場外勤務（テレワーク）の適切な導入及び実施のためのガイドライン策定（平成30年2月22日）

- テレワークのメリット 働く場所や時間を柔軟に活用することが可能
- テレワークの問題や課題 労働時間の管理が難しく、仕事と仕事の切り分けが難しい 等
- 労働基準関係法令の適用 テレワークを行う労働者にも労働基準関係法令が適用される

業務を行う場所に応じたテレワーク

- ①在宅勤務
- ②サテライトオフィス勤務
- ③モバイル勤務



本事業の
実施内容

作業環境や施設、設備の安全衛生対策の実態について把握し、今後の対策の検討に活用する

IoT技術を活用した安全衛生活動に応じた 安全衛生対策

IoT (Internet of Things)技術を活用することで、センサーやカメラで感知したデータをインターネットを介して、人やシステムに伝送することが可能になる。

この仕組みを利用することで、これまで人手に頼っていた、点検などの安全衛生活動を、機器の遠隔操作などによって行える可能性がある。

また、人の健康状態をリアルタイムで把握することも使うことができる。
生産管理の面からの活用も期待される。



IoT技術を活用した安全衛生活動の実態について、具体的な機器等の利用方法、仕組み、課題等を把握し、今後の対策の検討に活用する

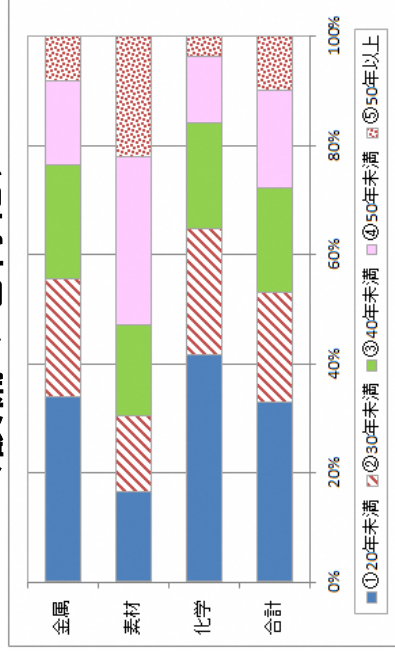
| | | | N.O. 7 |
|---------------------------|---|--------------|----------------|
| | | | 令和2年度事業番号 |
| | | | 33 |
| 事業名 | (事業番号33 機械等の災害防止対策費) スマート保安の推進に対応した労働安全対策 | 令和2年度 予算額 | 令和3年度 予算要求額 |
| | | 818,752(千円) | 522,824(千円) |
| 担当係 | 労働基準局安全衛生部安全課機械班 | | |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号） | | |
| 実施主体 | 民間事業者等 | | |
| 令和2年度の 事業概要 | 生産設備の老朽化や自律的に作業を行う機械について実態調査及び安全対策の検討や、防爆構造電気機械器具等の型式検定対象機械等について、輸入機械等を中心に市場に流通している機械等の買取試験を行う。 | | |
| 令和3年度から 新たに 実施したい内容 | <p>1. 安全管理の優れた石油・化学プラント等を対象として、以下について検討する。</p> <p>①ボイラー等の性能検査へのCBM及び自主検査の導入の条件 ②これらを導入した場合における可能となる開放検査周期 ③CBM及び自主保安が適切に実施されていることの確認方法</p> <p>2. 石油・化学プラントに設置されたボイラー等の性能検査に、ドローン等を用いた遠隔検査を導入することについて、技術的な問題点・課題等を洗い出すとともに、遠隔検査の導入に係る基準等を検討する。</p> | | |
| 事業の必要性 | <p>石油・化学プラント等において、設備の老朽化やベテラン人材の引退・採用難等に伴う人材不足（知識・技能の不足）等が問題となる中で、IoTやビッグデータ等の新たな技術等を活用した保安力の維持・向上、いわゆるスマート保安の取組みが進められている。</p> <p>ボイラーについては、状態に基づく管理（CBM：Condition based Maintenance）及び自主検査の導入、遠隔検査の導入に係る要望があるほか、今般、成長戦略（令和2年7月17日閣議決定）において、スマート保安の精緻化、具体的には、ボイラー等に義務付けられている性能検査に、CBM及び自主検査の導入に向けて検討すること等が盛り込まれた。このため、ボイラー等を対象とする性能検査へのCBM及び自主検査の導入、②性能検査への遠隔検査の導入について、導入のための条件や導入時の検査等の在り方について検討する必要がある。</p> | | |
| 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性 | 本事業は、ボイラー等に係る性能検査におけるスマート保安の導入を推進することで、労働者の安全確保を図ることを目的とするものである。よって労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。 | | |
| 事業全体の 経費削減内容 | 生産設備の老朽化や自律的に作業を行う機械について実態調査及び安全対策の検討に係る事業を廃止し、また、事業実施に際し検討会の開催や実地調査の実施が必要であるが、想定する検討会回数や実地調査件数を必要最小限に留めることで、必要経費を最低限に抑えた。 | | |
| 期待される 施策効果 | ボイラー等の性能検査へIoT等の新技術の導入が促進されることで、事業者の経済活動を阻害することなく、労働者の安全確保のために必要な方策を講ずることができるかと期待される。 | | |
| その他特記事項 | <p>【成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）】</p> <p>労働安全衛生法の規制対象であるボイラーについて、2020年度中に、開放検査周期を最長12年に延長し、検査周期を設備の状態により管理する手法（CBM）や事業者による自主的な検査を導入した場合の課題を洗い出すとともに、2021年を目途に規制の見直しに係る基本方針を策定する。</p> <p>また、労働安全衛生法上の電子機器等の活用に関する防爆規制について、2020年度中に、対象となる危険エリアの判断基準を明確化し、防爆規制の将来の在り方について課題を洗い出すとともに、2021年を目途に規制の見直しに係る基本方針を策定する。</p> | | |

スマート保安の推進に対応した労働安全対策（新規）

令和3年度要求額 35,808千円

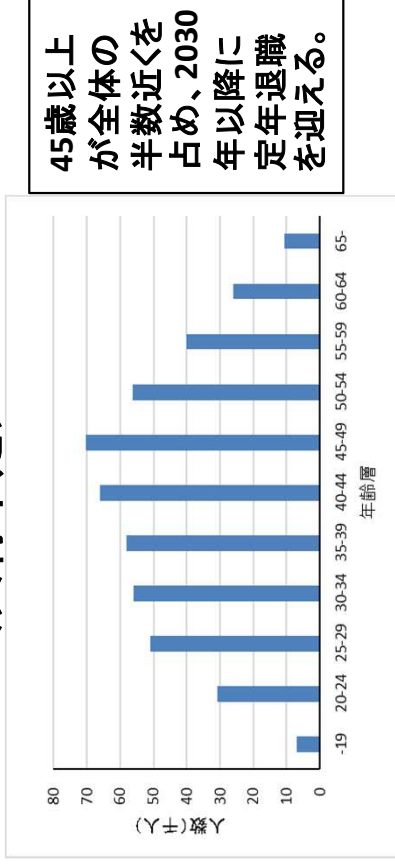
石油・化学プラント等において、設備の老朽化、ベテラン人材の退職等に伴う人材不足等が課題

＜設備の老朽化＞



「平成30年度老朽化した生産設備における安全対策の調査分析事業」

＜人材不足＞



雇用動向調査 就業形態、産業(中分類)、性、年齢階級別常用労働者数 (平成30年6月末現在)(化学工業、石油製品・石炭製品製造業)

これら課題に対応するためIoTやドローン等新技術による保安力の向上【スマート保安の推進】が必要

スマート保安推進のため、石油・化学プラント設置のボイラー等に係る性能検査※1の見直しが必要

新型コロナウイルス感染症防止にも有効(外出・移動の抑制、三密防止)

ボイラー等に係る性能検査について以下を検討（事業概要）

- (1) 性能検査へのCBM※2及び自主検査の導入
 - ①ボイラー等の性能検査へのCBM及び自主検査の導入の条件
 - ②これらを導入した場合における可能となる開放検査周期（≒設備の連続運転が可能となる期間）
 - ③CBM及び自主保安が適切に実施されていることの確認方法
- (2) 性能検査への遠隔検査の導入
 - ①ドローン等を用いた遠隔検査の導入における技術的な問題点等の洗出し
 - ②遠隔検査の導入基準

※1 一定規模以上のボイラー等に義務付けられる定期検査(原則1年ごと)。大臣の登録を受けた登録性能検査機関が実施する性能検査を受検することが必要。
※2 一定の期間(インターバル)を設けて定期検査を実施するような、時間に基づく管理(TBM: Time based maintenance)ではなく、設備の状態を常時管理する等により必要が生じた時点で検査を実施するような、状態に基づく管理(CBM: Condition based maintenance)のこと

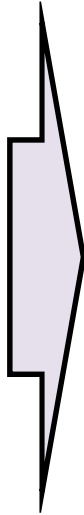
| |
|-----------|
| NO. 8 |
| 令和2年度事業番号 |
| 34 |

| 事業名 | (事業番号34 特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費) 特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 | 令和2年度 予算額 | 令和3年度 予算要求額 |
|---------------------------|---|--------------|----------------|
| | | 444,875(千円) | 497,601(千円) |
| 担当係 | 労働基準局監督課特定分野労働条件対策係 | | |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号） | | |
| 実施主体 | 国、民間事業者 | | |
| 令和2年度の 事業概要 | 都道府県労働局及び労働基準監督署等に外国人労働者労働条件相談員、派遣労働者専門指導員を配置し、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や指導を行う。 外国人労働者等特定分野の労働者の労働災害防止のためのパンフレット作成し、ホームページへの掲載等を行う。 | | |
| 令和3年度から 新たに 実施したい内容 | 新型コロナウイルスの感染拡大による経済雇用情勢への影響は非常に大きく、外国人労働者に関する相談が増加傾向にあり、今後もこの傾向は続くことと予測されることから、外国人労働者労働条件相談員の増員を行う。 | | |
| 事業の必要性 | 新型コロナウイルスの感染拡大による経済雇用情勢への影響は非常に大きく、外国人労働者に関する解雇・雇止め、休業手当、休暇・休日、賃金不払といった相談が増加傾向にあり、今後も増加することが予測されるため。 | | |
| 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性 | 外国人労働者からの相談対応を充実させることにより、孤立しがちな日本語による相談が困難な外国人労働者に適切なサポートを行うことが可能となることから、メンタルヘルス対策等に資することになり、労働者の安全衛生を確保することが可能であるため。 | | |
| 事業全体の 経費削減内容 | 外国人労働者労働条件相談員の増員により人件費が増加することにはなるが、一方で紙による広報やリーフレット作成を削減し、HPによる多言語パンフレットの掲載充実等を行う。 | | |
| 期待される 施策効果 | 日本語による相談が困難な外国人労働者へのサポートの充実 | | |
| その他特記事項 | | | |

外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制等の充実【拡充】

概要

- ・ 近年、日本国内で働く外国人労働者数は年々増加しており、平成24年に約68万2千人であったところ、令和元年には約166万となり、約2.4倍となっている。
- ・ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)」において、令和2年7月に設置した外国人在留支援センターでは外国人からの相談対応を行うとともに、入居機関等と連携・協力して対応することや、「外国人労働者相談コーナー」、同相談コーナーに来訪できない方向けの「外国人労働者向け相談ダイヤル」、労働基準監督署の閉庁時間に労働相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」のそれぞれについて14か国語による相談対応の確実な運営の実施を図ることとされており、これらに対応していく必要がある。
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大により外国人労働者に関する相談が増加傾向にあるため、体制の充実が必要である。



外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制等の充実

令和3年度概算要求額 1,361,216(1,917,107)千円

(1)外国人労働者労働条件相談員の配置等【拡充】

368,643 (315,576)千円
外国人労働者からの相談対応のための相談員を12人増員(72人→84人)するとともに、都道府県労働局及び労働基準監督署等に配置する。また、外国人労働者相談コーナーに来訪できない労働者向けに、外国人労働者相談ダイヤルを設置する。

(2)労働条件相談ほっとラインの設置

133,137(139,471)千円
フリーダイヤル電話相談を設置し、監督署が閉庁している夜間・休日外国人労働者等からの相談を母国語で受け付ける。

(3)外国人在留支援センターの運営のための経費

99,788(138,702)千円
令和2年7月に開設した外国人共生に関する各機関の関係部門を集約させた拠点(外国人在留支援センター)の運営経費。

(4)外国人労働者安全衛生確保対策

687,282(1,250,994)千円
安全衛生教育用視聴覚教材の作成、VR技術を活用した非言語教育教材を開発する。

(5)事業場に対する指導等のための経費等

72,366 (72,364)千円

| |
|-----------|
| NO. 9 |
| 令和2年度事業番号 |
| 35 |

| 事業名 | (事業番号35 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等) 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 | 令和2年度 予算額 | 令和3年度 予算要求額 |
|---------------------------|---|--------------|----------------|
| | | 153,997(千円) | 160,739(千円) |
| 担当係 | 労働基準局労働条件政策課法規第二係 | | |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号） | | |
| 実施主体 | 民間団体 | | |
| 令和2年度の 事業概要 | ①トラック運送業に関する荷主向け周知用動画の作成および令和元年度に開設したポータルサイトの運用・拡充 ②自動車運転者の労働時間等に係る実態調査を実施するため、実態調査検討会の開催及び調査の実施 | | |
| 令和3年度から 新たに 実施したい内容 | 国民とトラック運転者を対象としたトラック運送業の労働時間等に係る問題解決につながる共創のプロセスも含んだ意見交換会を開催し、協力する運送事業者に意見交換会を踏まえた取組への支援を行い、成果を普及する。 | | |
| 事業の必要性 | トラック運転者は他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、労働基準関係法令違反が高水準で推移し、また、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっているが、これらの背景として、荷主都合による手待ち時間の発生など取引上の慣行があり、対策が必要である。また、令和6年度からの自動車運転者への時間外労働の上限規制の適用に向け、労働時間改善のための環境整備を一層強力で推進することが求められることから、改善に向けた機運を醸成するため、本事業において、国民とトラック運転者を対象に意見交換会を実施し、その結果を踏まえた運送事業者への取組への支援等を行う必要がある。 | | |
| 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性 | 本事業において、トラック運転者の長時間労働の現状及びその解決手法等について荷主等への周知広報等を実施することで取引上の慣行の改善を促進し、トラック運転者の長時間労働が改善されることによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから、「社会復帰促進等事業」で行う必要がある。 | | |
| 事業全体の 経費削減内容 | 動画と異なる周知用コンテンツを新規作成予定のため動画作成に係る経費を令和2年度限りとした。 | | |
| 期待される 施策効果 | トラック運送事業者及び荷主が抱える課題を明らかにし、その改善策を周知することを通じて、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守しやすい環境を整備することにより、自動車運転者の就業環境の改善を推進するものであり、過重労働による健康障害の防止に寄与することが期待される。 | | |
| その他特記事項 | | | |

自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

令和3年度要求額 153,732 (146,990)千円

趣旨・目的

・ 自動車運転者は

- ① 他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にある。
- ② 業務における過重な負荷による脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっている。

⇒ 労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題

< 長時間労働の背景 >

- トラック運送業における荷主都合による手待ち時間の発生など、取引上の慣行から労働時間の短縮が進まない等の問題あり
- ⇒ 長時間労働是正には、荷主等の取引先との取引条件改善などの環境整備を強力に推進する必要がある。

働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）

自動車の運転業務については、・・・5年後の施行に向けて、荷主を含めた関係者で構成する協議会で労働時間の短縮策を検討するなど、長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進する。

< これまでの取組 >

平成28～29年度

平成30年度

令和元年度

令和2年度

令和元年度まではトラック運転者の労働時間改善のための取組を実施

実証実験（パイロット事業）を実施

荷主とトラック運送事業者を対象としたガイドラインを策定、周知用コンテンツ（ハンドブック、パンフレット）を作成、労働時間短縮に向けたコンサルティングを実施

ガイドライン等の周知セミナーを全国開催、ポータルサイトを開設

【事業の対象をトラック運転者から自動車運転者全体に拡大】

荷主向け周知用動画の作成・ポータルサイトの内容拡充（トラック）

自動車運転者（トラック、バス、ハイヤー・タクシーの各分野）の労働時間等に係る実態把握を実施

令和3年度の事業内容

(1) 荷主間の協力による取組促進、国民からのアイデア収集・理解促進

○ トラック運転者の労働時間短縮に向けた荷主間の協力による取組についての周知用コンテンツ作成

○ トラック運送業の労働時間等に係る問題解決につながる共創のプロセスも含んだ意見交換会を国民（消費者；荷主企業勤務者等を想定）とトラック運転者を対象に開催
→ 協力する運送事業者に意見交換会を踏まえた取組への支援を実施し、成果を普及

○ ポータルサイトの継続運用・内容拡充・周知広報

(2) 自動車運転者の労働時間に係る実態把握

○ 引き続き、自動車運転者（トラック、バス、ハイヤー・タクシーの各分野）の労働時間等に係る実態把握を実施

○ 令和2年度事業で実施した実態把握結果と比較することで、新型コロナウイルス感染症が自動車運転者の労働時間や勤務状況に与えた影響を把握し、分析

令和6年度の時間外労働の上限規制適用に向けて、自動車運転者の労働時間の実態を踏まえた上で、荷主等の取引先と、自動車運転者を使用する事業者の双方が自動車運転者の労働時間改善に協力して取り組む気運を醸成するための取組を継続。

| | | NO. 10 | |
|---------------------------|--|--------------|----------------|
| | | 令和2年度事業番号 | |
| | | 37 | |
| 事業名 | (事業番号37 女性就業支援・母性健康管理等対策費) 女性就業支援・母性健康管理等対策費 | 令和2年度 予算額 | 令和3年度 予算要求額 |
| | | 655,783(千円) | 696,611(千円) |
| 担当係 | 雇用機会均等課政策係、雇用機会均等課母性健康管理係、総務課総務係、総務課労働紛争処理業務室 | | |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号） | | |
| 実施主体 | 厚生労働省本省、都道府県労働局、（一財）女性労働協会 | | |
| 令和2年度の 事業概要 | <p>①女性労働者の職場進出が進み、妊娠中または出産後も働き続ける女性が増加していることから、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性健康管理を推進する。</p> <p>②全国の女性関連施設等における女性就業支援事業が効果的、効率的に実施され、女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の全国的な充実が図られるよう、相談対応や講師派遣等、女性関連施設等を支援する事業を実施する。</p> <p>③雇用環境・均等部（室）及び総合労働相談コーナーの職員（非常勤職員を含む）が業務に使用するパソコンやプリンタの賃貸借料及び、グループウェアやメール等を利用するための利用料を負担。</p> | | |
| 令和3年度から 新たに 実施したい内容 | <p>①産業保健スタッフ等への研修会の開催、母性健康管理サイト等による周知・啓発の拡充。</p> <p>②拡充していない。</p> <p>③雇用均等行政情報システムの後継システムとなる「雇用環境・均等行政情報システム」の令和4年1月の業務運用開始に向けて、運用・保守等経費を新たに要求・実施。</p> | | |
| 事業の必要性 | <p>①母性健康管理措置の認知度を高めるため。</p> <p>③雇用均等業務に関しては「雇用均等行政情報システム」により平成11年度よりシステム化されたものの、都道府県労働局管内の全事業場を網羅しておらず、システム化に対応していない作業（進捗管理、報告集計等）が存在。また、検索機能や集計機能の利便性やパフォーマンスが低く、高度化・複雑化した事案に的確に対応することが求められる中、必要な情報に効率的かつ迅速にアクセスできない状況にある。さらに、個別労働紛争解決業務及び使用者による障害者虐待防止業務についてはシステム化がなされておらず、日々の相談に対する進捗管理、毎年の集計業務並びに集積データの分析等を全て手作業で実施している。一方、相談件数は高止まりの状況にあり、1人当たりの業務量も法施行当時と比べて増大し、労働行政の運営にも支障が生じている現状を踏まえると、業務の円滑化・効率化のためのシステム化が急務である。</p> | | |
| 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性 | <p>1 女性労働者健康管理等対策費 女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害等の防止を図る。女性労働者及び事業主等に対して情報提供・周知啓発を実施する本事業は、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に妊産婦の健康管理指導等を実施することにより、法に基づく事業主の義務である母性健康管理措置が事業所内で適切に行われ、もって労働災害防止等を図るものであるから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号で行う必要がある。</p> <p>2 女性就業支援全国展開事業 女性就業支援センター等において、働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境を全国的に整備するため、全国の女性関連施設等で行っている女性の健康保持増進のための支援施策が効果的、効率的に実施され、充実を図られることを目的とする。国全体で女性労働者等の健康保持増進のための支援策を充実させ、また支援策に関するノウハウ・情報を提供することは、労働者の安全及び衛生の確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>3 雇用均等行政情報化推進経費 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）における、労働者からの相談対応、事業場に対する行政指導や労使の個別紛争解決援助等の法施行業務について、迅速かつ正確な事務処理を行い、各種業務処理の効率化及び高度化を図る。行政指導等の記録を適正に管理し迅速かつ正確な事務処理を行うことで、効果的な行政運営を行う事が可能となり、職場環境改善等、労働者の安全衛生向上に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> | | |
| 事業全体の 経費削減内容 | <p>①母性健康管理サイトの管理・運営や広報の経費を見直し、一部削減。</p> <p>②女性就業支援全国展開事業については、情報提供の一環として実施している資料室運営の人員体制を見直し、削減。</p> <p>③令和2年度以前に議決された整備経費に係る国庫債務負担行為については、仕様の精査により抑えられた金額を令和3年度予算として歳出化するなど要求額を削減。</p> | | |
| 期待される 施策効果 | <p>①男女雇用機会均等法に基づく事業主の義務である母性健康管理措置が、事業所内で適切に講じられることにより、女性労働者が健康を保持し、その能力を発揮できる職場環境の整備に寄与する。</p> <p>②女性就業支援全国展開事業については、働く女性が就業意欲を失うことなく健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境の整備に寄与する。</p> <p>③都道府県労働局雇用環境・均等部（室）における雇用環境・均等行政関係業務を効率化及び高度化。</p> | | |
| その他特記事項 | | | |

令和3年度要求額 49,114千円

令和2年度予算額 35,322千円

専門委員会の開催

働く健康管理にかかると専門委員会を運営し、女性の妊娠・出産に関する研修の内容や研修で使用する教材の検討、感染症と妊婦の関係や対策を含めた企業における母性健康管理措置を講ずるにあたっての効果的な方法を内容とするガイドブックや女性労働者向けのリーフレット等の内容を検討する。
年5回開催。

産業保健スタッフ等への研修会の開催

働く女性の妊娠・出産時における心身の状況、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置制度やその効果的な実施方法及び母性健康管理指導事項連絡カードの改正内容等の母性健康管理に必要な知識を付与する回、産業保健スタッフ、企業の人事労務管理担当者等を対象とした研修会を開催する。
全国で10回開催。



母性健康管理サイト等による周知・啓発

◎ 企業や働く女性に対して母性健康管理に関する情報を提供する支援サイトを運営する。
(令和元年度アクセス件数: 335万件)

サイトの内容

- ・妊娠中の諸症状についての解説、母性健康管理の規定例などについて紹介
- ・母性健康管理の取組事例を掲載
- ・妊娠初期から育児中までの働く女性のための法律や制度などを紹介
- ・母性健康管理に関するよくある質問と回答(Q&A)を掲載
- ・メールによる相談の受付 等
- PC・スマートフォンサイト:
<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



◎ 専門委員会の検討結果を踏まえた企業向け、女性労働者向けの周知・啓発資料を作成・配布。

ポスター 7,600部 ガイドブック 30,000部
リーフレット(サイト広報を兼ねる) 472,000部

(参考) 法制度について

労働基準法(母性保護)

産前は女性が請求した場合に6週間(多胎妊娠の場合は14週間)、産後は8週間、女性を就業させてはならない。(第65条第1項、第2項)
妊娠中の女性が請求した場合は、他の軽易な業務に換えなければならない。(第65条第3項)
妊娠中などについては、妊娠、出産、産後、育児等に有害な業務に就かせてはならない。(第64条の3)
生後、満1年に達しない生児を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分の育児時間を請求することができる。(第67条)

男女雇用機会均等法(母性健康管理)

事業主は、女性労働者が妊産婦のための健康診査等の受診のために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。(第12条)
事業主は、女性労働者が健康診査等に基づく指導事項を守ることができるようにするたため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。(第13条)

女性就業支援全国展開事業

令和3年度要求額: 78,306千円
令和2年度予算額: 83,739千円

＜現状＞ 女性の活躍推進は現政権の最重要施策のひとつであるが、女性管理職比率は依然として低水準となっており、固定的性別役割分担意識の払拭・職場風土の改革、子育て・介護・治療との両立など、様々な課題が存在。

例 妊娠・出産を機に約5割の女性が離職 勤続年数や賃金の男女差 職場で強い不安・悩み・ストレスのある女性が約6割等

こうした中、全国の女性関連施設（自治体、男女共同参画センター等）、事業主団体、労働組合、女性団体等においては支援策を講じているが、

- 事業運営の内容・手法等についてノウハウが不足（事業のニーズ把握、効果的な企画立案、セミナーの企画・講師の選定、周知広報、フォローアップ等）
- 地域によって、情報量や取組内容にばらつきがある等の課題を抱えている。

全国的な底上げの必要性

3年度は

以下の分野について、重点的に取組を推進する。

- 固定的性別役割分担意識にとらわれないキャリア選択の支援を通じ、女性の管理職登用や理系・技術職等、女性の少ない分野における女性の活躍を推進。
- 子育て・介護・治療との両立の課題への対応、職場での取組を促進。
- 働く女性の健康支援のための企業の取組や女性労働者へのヘルスリテラシーを促進。

＜女性関連施設等への具体的な働きかけ＞

事業運営の相談への対応
事業運営、セミナー企画等に対する相談対応

支援プログラムの提供
相談対応やアンケート調査から把握したニーズに基づき、施設等の支援プログラムの提供

講師派遣
女性関連施設等が実施するセミナーや職員研修についての講師派遣

情報提供
女性労働に関する制度や統計情報、女性の活躍状況、女性が健康で働くことのできる情報等を本事業のサイトで情報提供。

女性関連施設等による 働く女性・働きたい女性への就業支援

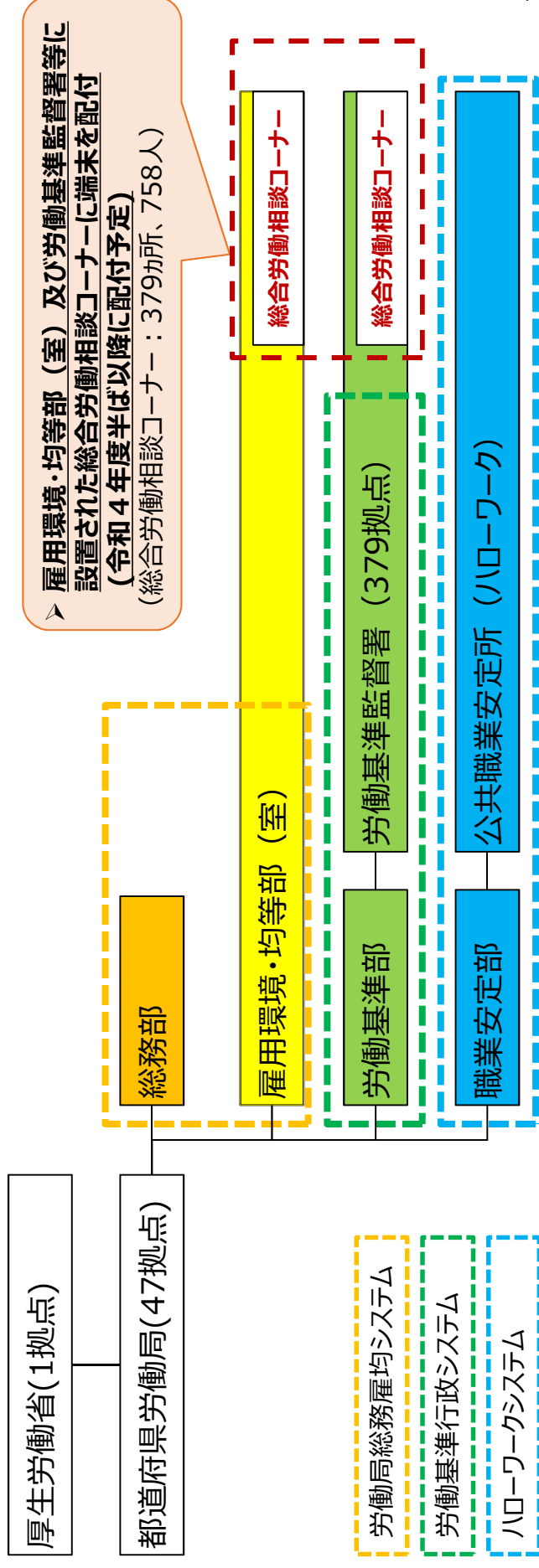
■ 政策、制度概要

- 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）で行う、職場における男女差別、仕事と育児・介護の両立、パートタイム労働者と正社員の均等待遇確保、女性の活躍促進の問題等に関する、労働者からの相談対応、事業場に対する行政指導や労使の個別紛争解決援助等の法施行業務について、迅速かつ正確な事務処理を行うために、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）における各種業務処理の効率化及び高度化を図る。

■ 対象業務

- 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）の職員（非常勤職員を含む）が業務に使用する「労働局総務雇用システム」の端末等の貸借及びグループウェアやメール等の機能の利用、並びに、所管の法律に基づく行政指導の記録等を登録しデータベース管理するための「事業場台帳管理機能」の運用を行う。
- **新雇用システムを構築し、総合労働相談コーナーで対応している、年間100万件超の労働相談に係る情報管理のシステム化を実現する。**

■ 主な関係者と役割

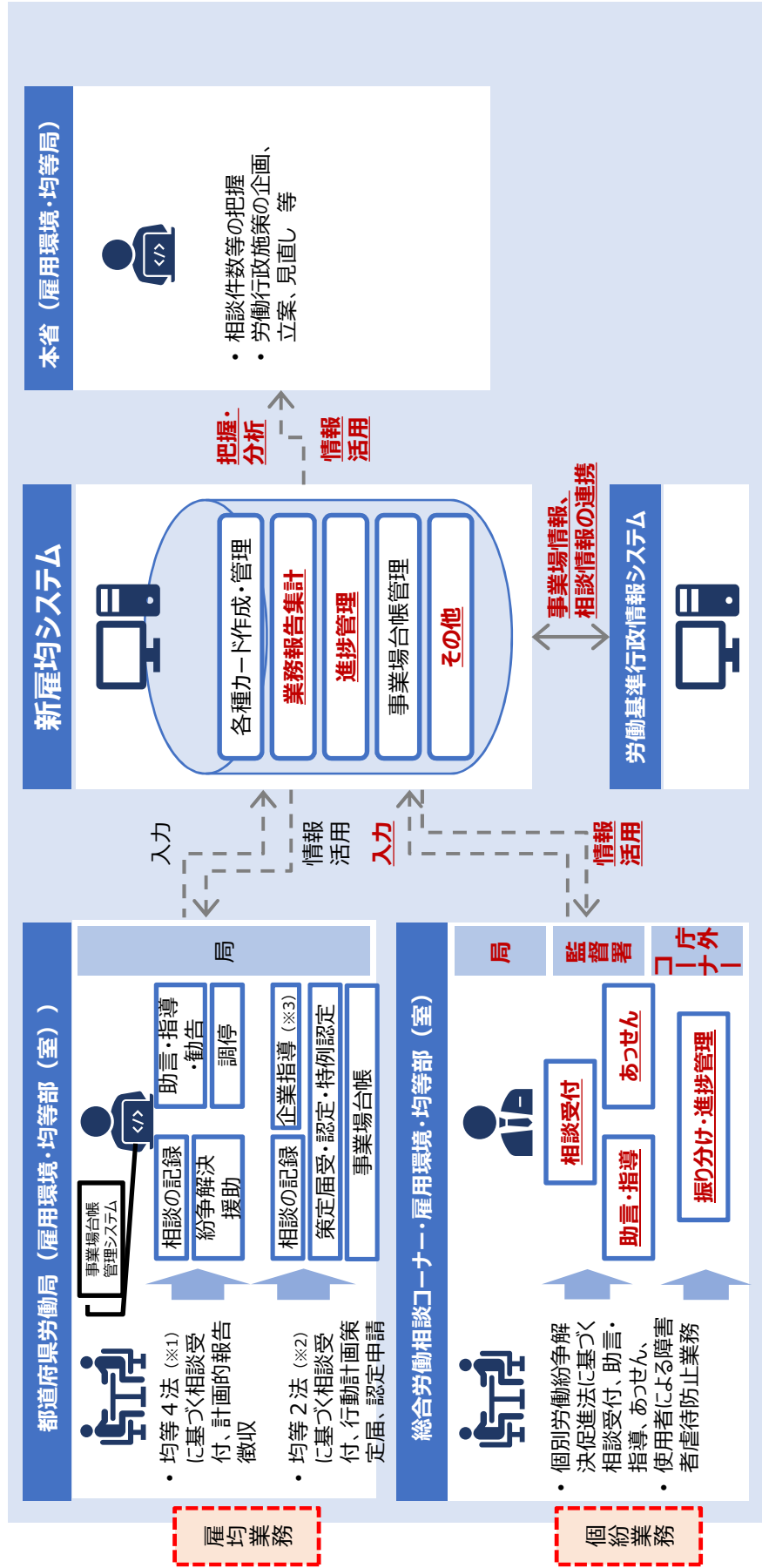


2. 業務概要（次期想定）

＜雇用環境・均等行政情報システム＞

改善方針

- ① 令和2年度において、現行システムの機能として、労働局内の企業情報を連携させること等により、都道府県労働局管内の全事業場の雇用管理等に係る情報の整備や各企業に対する助言、指導等の進捗管理を行うための機能の追加を行う（現行システムの刷新）とともに、個別労働紛争解決業務及び使用者虐待防止業務処理手順を電子化、標準化及び簡素化する（個別労働紛争解決等業務のシステム化）。
- ② 新雇均システムの円滑な運用を目的に、業務機能の運用・保守体制を整備する。



※下線は新システムで実現又は改善する内容

- (※1) 均等法、育児法、パート・有期法、労推法
- (※2) 次世代法、女活法
- (※3) 女活法のみ

| |
|-----------|
| NO. 11 |
| 令和2年度事業番号 |
| 42 |

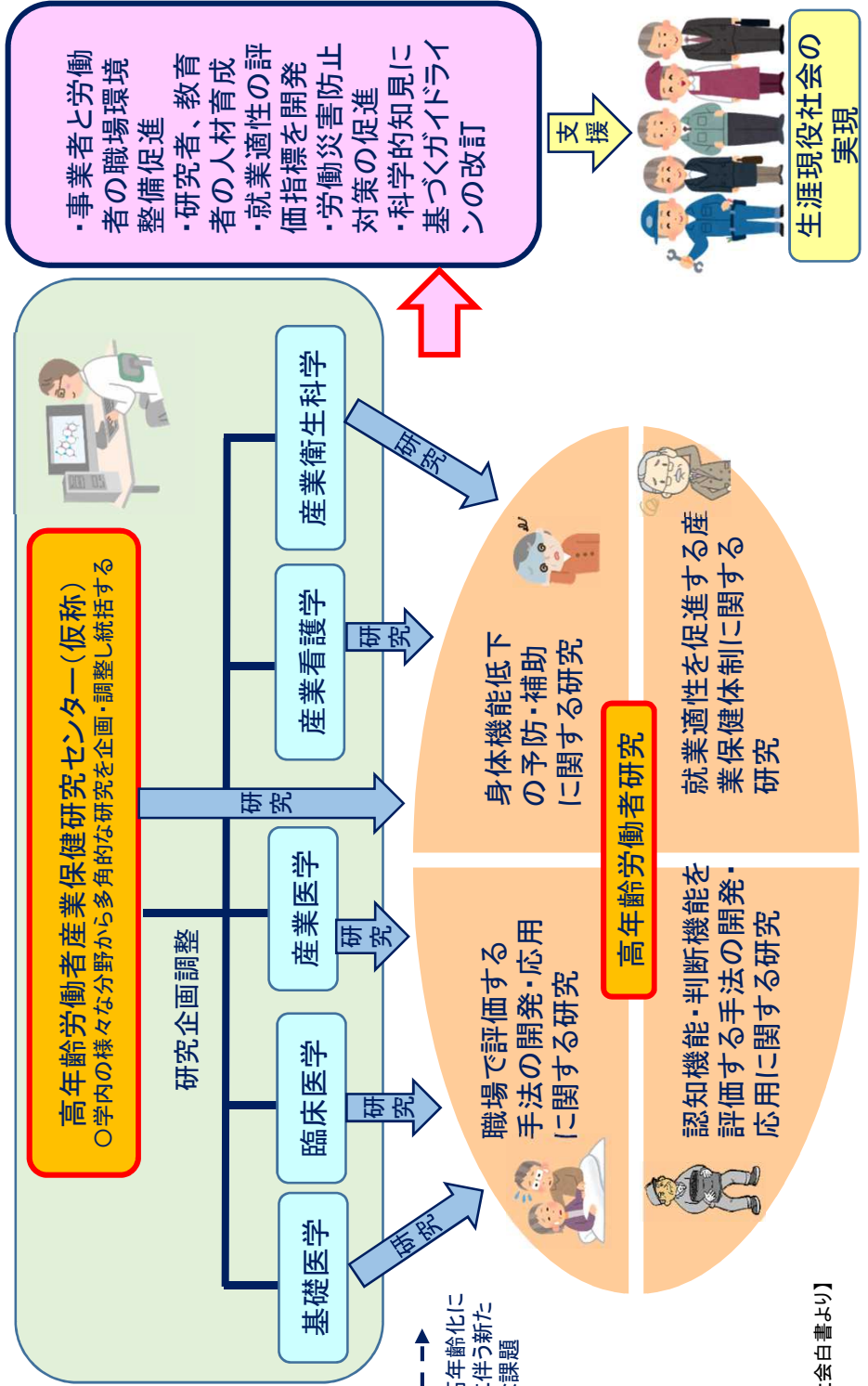
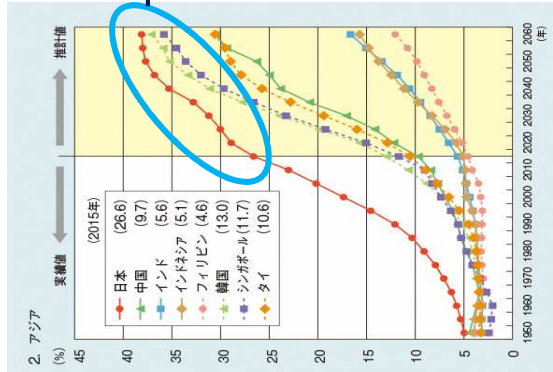
| | | | |
|---------------------------|---|---------------|----------------|
| 事業名 | (事業番号42 産業医学振興経費) 災害産業保健センター(仮称)の設置、高年齢労働者産業保健研究センター(仮称)の設置 | 令和2年度 予算額 | 令和3年度 予算要求額 |
| | | 6,296,456(千円) | 6,755,704(千円) |
| 担当係 | 労働基準局安全衛生部計画課機構・団体管理室団体監理係 | | |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | |
| 実施主体 | 公益財団法人産業医学振興財団、学校法人産業医科大学 | | |
| 令和2年度の 事業概要 | ①産業医科大学の運営等に対する助成 ②産業医科大学の学生に対する修学資金貸与制度の運営 ③産業医の資質の向上を図る研修等の実施 ④産業医学に関する研究の促進 ⑤産業医学情報の提供 | | |
| 令和3年度から 新たに 実施したい内容 | <p><産業医科大学：災害産業保健センター(仮称)の設置> これまで対応してきた東日本大震災や熊本地震における医療支援、福島原発復旧作業員への健康管理等における知見の分析整理、新たに発生する災害、労災事故等における情報収集、分析等を行い、危機発生時の適切な対応やマニュアル等を作成する。 また、これらの知見を学生への教育に活用するほか、研修等を実施して全国各地で活躍する産業保健スタッフへ提供し、産業保健的な活動を推進する。</p> <p><産業医科大学：高年齢労働者産業保健研究センター(仮称)の設置> 今後も高齢化が進み、高年齢労働者が増えていく日本の産業構造の中で、新たな課題に対応した対策の具体化が必要になる。例えば、ガイドラインに示されている企業側が行う職場環境改善だけでなく、医学的見地から、高年齢労働者個人ごとに身体的機能を評価する指標や就業補助具の開発などを行うことにより、産業医がその指標に基づいて個々の高年齢労働者の就業適正を評価し、きめ細かな就業支援ができるようになる。研究により得られた知見を大学教育のカリキュラムに取り込むことで、質の高い産業医学生を早期に育成し、高齢化社会に即応する産業医を輩出する。</p> | | |
| 事業の必要性 | <p><産業医科大学：災害産業保健センター(仮称)の設置> 近年、震災、台風豪雨、大規模事故等の災害が多発しているが、復旧に当たる労働者は限られており、当該労働者は、自身や家族の被災という事情を抱えながら、精神的にも負荷がかかった状態で過重労働を強いられる。このような労働者に対しては、特に産業医や産業保健による支援が必要であるところ、現在、災害時の産業保健的な支援のマニュアルや災害時における産業医等の対応・役割が整備された知見はほとんどなく、災害時対応の事例収集・分析や、災害産業保健に対応できる産業医・産業保健スタッフ育成等が急務である。 災害対応の分析は、東日本大震災における医療支援や東電福島原発復旧作業員への健康管理などの実績を豊富に有する産業医科大学が実施することが適当であり、得られた知見を産業医等へ付与することについても、同大学の有する教育機能を活用することが効率的である。</p> <p><産業医科大学：高年齢労働者産業保健研究センター(仮称)の設置> エイジフレンドリーガイドラインが策定されるなど、高年齢労働者の施策が打ち出されているところであるが、健康状況と労働災害との関係の他、身体機能の衰えとの関連を含め、就業している高齢者の男女別の身体機能・運動機能、労働災害の発生状況、対策の実態についてさらなる調査研究が必要であるとされている。 産業現場における高年齢者個々の身体機能等に関する研究に当たっては、企業に在籍する産業医等からの情報が欠かせないことから、全国の企業に卒業生の産業医を多数輩出している産業医科大学において具体的な高年齢労働者に対する研究を行うことが最も効率的かつ効果的である。</p> | | |
| 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性 | どちらの事業においても、職場での労働者の健康確保の充実を図るものであり、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであることから、労働災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。 | | |
| 事業全体の 経費削減内容 | 令和3年度の施設整備費(国債)の後年度負担増により、産業医学振興経費全体として増額となっているが、産業医学振興財団の事業運営費や産業医科大学運営費を前年度比7%削減している。 | | |
| 期待される 施策効果 | 時代の潮流にあった研究を行うことにより、資質の高い産業医の育成、労働者の健康確保の充実を図られる。 | | |
| その他特記事項 | | | |

高齢労働者産業保健研究センター(仮称)の設置

一般の高齢者雇用安定法等の改正により、65歳から70歳までの高齢者の就業確保措置が企業の努力義務になるなど、高齢者の労働力は社会にも企業にも不可欠となった一方で、高齢者の労働災害発生率は相対的に高く、今後も高齢化に伴い労働災害の防止が重要な課題となっている。

産業医科大学は、職場環境の改善や労働者の健康保持増進により就業への適性を高め、労働災害を予防する産業医学の研究と教育を有する唯一の大学であり、健康の保持増進や安全衛生教育、労働災害防止といった高齢者特有の課題を集積し、事業者・労働者の両面から働く高齢者の特性に的を絞ったエイジフレンドリーな職場の実現に寄与するため、学長直下に総合的な研究企画調整機能を有したセンターを設置し、高齢労働者に特化した職場環境の整備促進等の横断的な研究を統括及び実施すると共に、学部教育・卒後教育を充実させ、産業現場における高齢労働者の就業を支援する。

アジアの中でも高齢化率が圧倒的に高く、産業構造の変化や生涯現役社会の実現といった将来が待ち受ける。



災害産業保健センター（仮称）の設置

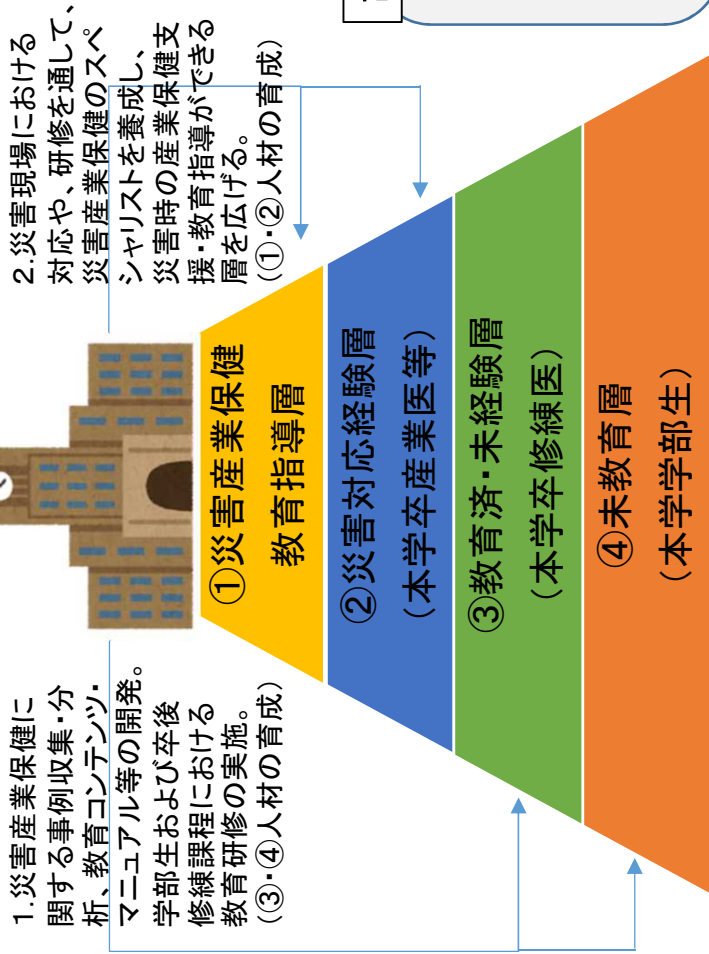
天災や事故、疫病等の災害発生後、重要な業務の早期回復や事業活動再開のためBCP（事業継続計画）に基づき、各事業場においてははその労働者が中心となって災害からの復旧作業にあたるが、緊迫した中での非常時の業務の連続であり、場合によっては二次災害のリスクが高い状況下での作業も必要となるため、当該労働者への健康障害の防止や安全衛生、心のケア等、災害産業保健対策が必要であるが、研究や調査は進んでいない。

産業医科大学はこれまでに東日本大震災における人材派遣や医療支援、福島原発作業員への支援活動等を実施しており、また、全国の事業場に輩出した卒業生産業医からの様々な災害対応に関する経験・知見についても集約・体系化することで、災害発生後の復旧・復興や事業継続に従事する労働者の安全衛生管理体制の構築、健康障害の防止、職場復帰サポート等を迅速に図るための研究に取り組む。

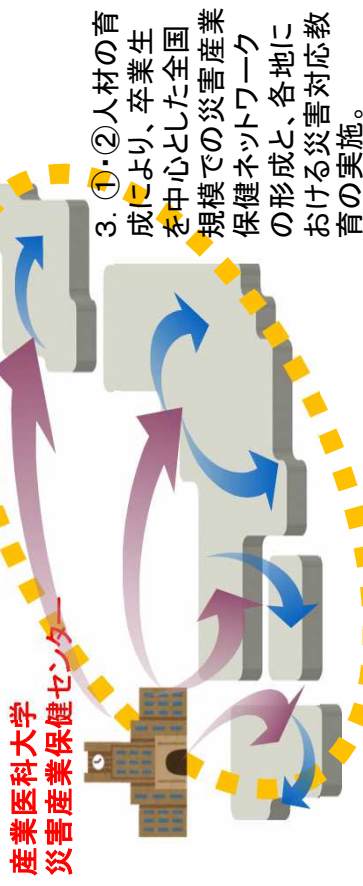
また、卒業生産業医を中心として、災害時における実践的・指導的役割を担う産業医、産業保健専門職の養成を行い、全国規模のネットワークを形成し、災害産業保健教育を実施すると共に、有事の際の対応支援を行う。

【1】災害産業保健センターにおける人材養成モデル

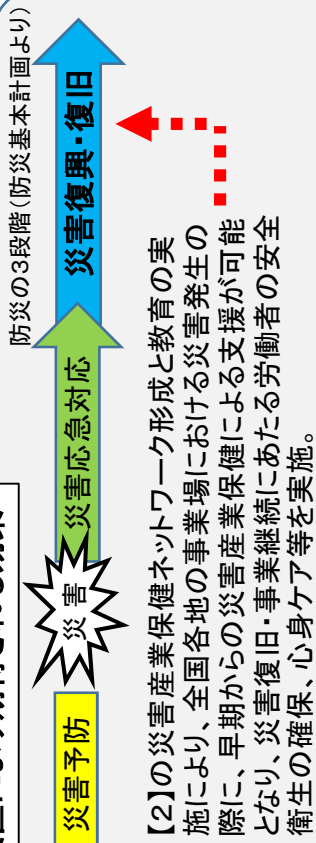
産業医科大学
災害産業保健センター



【2】災害産業保健センターを中心とした全国ネットワークの形成



設置により期待される効果



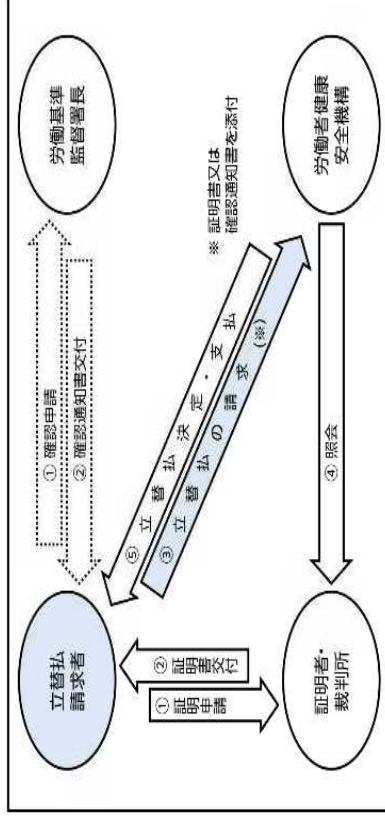
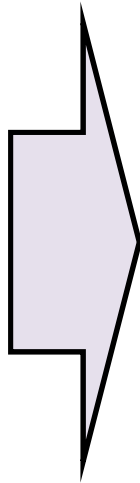
| |
|-----------|
| NO. 12 |
| 令和2年度事業番号 |
| 44 |

| 事業名 | 未払賃金立替払事務実施費 | 令和2年度 予算額 | 令和3年度 予算要求額 |
|---------------------------|--|---------------|----------------|
| | | 7,921,328(千円) | 22,192,111(千円) |
| 担当係 | 労働基準局監督課労働条件確保対策事業係 | | |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号） | | |
| 実施主体 | （独）労働者健康安全機構、国 | | |
| 令和2年度の 事業概要 | 企業の倒産により、賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対し、未払賃金額の一定範囲について国が事業主に代わって立て替える制度である。 | | |
| 令和3年度から 新たに 実施したい内容 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業倒産に対応するため、未払賃金立替払制度において立替払いが確実に受けられるよう必要な原資を確保するとともに、立替払実地調査員等の配置による事務処理体制の整備等迅速化のための対策を推進する。 | | |
| 事業の必要性 | 企業の倒産により、賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対し、労働者とその家族の生活の安定を図る国のセーフティネットとして欠くことのできない制度であり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業倒産の影響を受けた立替払の増加に対しても確実、迅速に対応を行う必要がある。 | | |
| 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性 | 賃金の支払は本来、事業主の基本的な責務であることから、未払賃金の立替払事業の費用の負担を一般国民（一般会計）に求めることは適当ではなく、事業主の連帯による公的な保険方式によることがふさわしいことから、未払賃金の立替払事業は、社会復帰促進等事業として行われる必要がある。 | | |
| 事業全体の 経費削減内容 | | | |
| 期待される 施策効果 | 企業の倒産により、賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対するセーフティネットとなる。 | | |
| その他特記事項 | | | |

未払賃金立替払制度の推進【拡充】

概要

- ・未払賃金立替払制度は、企業が倒産したために、賃金が支払われなまま退職した労働者に対して、労働者の請求に基づき、未払賃金の一定範囲のものを政府が事業主に代わって支払う制度であり、労働者とその家族の生活のセーフティネットとして定着。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により倒産に至り、賃金が未払のまま退職を余儀なくされる労働者が増えることが想定される中、セーフティネットとしての本制度の確実・迅速な実施はより一層求められるところとなる。
- ・このような状況を踏まえ、立替払の原資を確保するとともに、引き続き、立替払迅速化のための対策を推進し、労働者とその家族の生活不安の早期解消を図る。



未払賃金立替払制度の推進

22,238,238 (7,921,328) 千円

- 未払賃金立替払補助金【補助金】 20,900,623 (7,270,801) 千円
 - ・ 労働者へ立替払金の支給事務を行う独立行政法人労働者健康安全機構に対する補助金。
- 迅速な立替払を行うための対策等 1,337,615 (650,527) 千円
 - ・ 立替払実地調査員等の配置による事務処理体制の整備、労働者健康安全機構における審査体制の整備等。

| |
|-----------|
| N O. 13 |
| 令和2年度事業番号 |
| 45 |

| 事業名 | ○中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業等 (事業番号45 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し) | 令和2年度 予算額 | 令和3年度 予算要求額 |
|---------------------------|---|--------------|----------------|
| | | | 13,173,322(千円) |
| 担当係 | 労働基準局 労働条件政策課 労働条件政策課 雇用環境・均等局職業生活両立課 働き方・休み方改善係 雇用環境・均等局雇用機会均等課 母性健康管理係 | | |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号） | | |
| 実施主体 | 民間事業者、都道府県労働局 | | |
| 令和2年度の 事業概要 | <p>① 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業 各地域の商工団体に配属されている経営指導員等が、日常の経営指導に加え、労務管理や労働関係助成金の活用等に関する支援を合わせて実施することが企業にとって有益であるため、経営指導員等に対して、労務管理のあり方や助成金活用に関するセミナーを実施する。</p> <p>② 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 働き方改革実行計画で示された、非正規雇用労働者の処遇改善や、過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度等の労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、民間事業者への委託により、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談援助や電話相談等を実施する。</p> <p>③ 働き方改革推進支援助成金 中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。</p> <p>④ 働き方・休み方改善に向けた事業 事業主等が自ら働き方・休み方の現状を客観的に評価できる「働き方・休み方改善指標」や企業の好事例等を提供する「働き方・休み方改善ポータルサイト」の運営を行うほか、時季を捉えた年次有給休暇の取得促進、特別休暇等の普及促進、仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催等を行う。</p> <p>⑤ 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業 不妊治療と仕事の両立の重要性について社会全体の理解を深めるため、仕事と不妊治療との両立を支援するための休暇制度等の環境整備に向けたマニュアル等の周知啓発等を行う。</p> | | |
| 令和3年度から 新たに 実施したい内容 | <p>③ 働き方改革推進支援助成金 令和2年4月1日の労働基準法の一部を改正する法律により、賃金台帳等の労働関係に関する書類の保存期間が5年（当面の間3年）にと延長されたことから、「労働時間適正管理推進コース」を新設し、労務・労働時間の適正管理の推進に向けた事業主に対する支援の実施を行う。</p> <p>⑤ 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業 事業主等の不妊治療との両立支援の理解を深めるため、事業内容を見直し、事業主向けセミナー等を実施する。</p> | | |
| 事業の必要性 | <p>働き方改革関連法に係る、中小企業における割増賃金率の猶予措置廃止（令和5年）、時間外労働の上限規制の適用猶予業種（令和6年）への施行に向けて中小企業が対応するためには、生産性を高め、業務の効率化等による労働時間の短縮を行うとともに、生産性向上の成果を、労働者の賃金改善につなげるために、きめ細やかな相談支援等を行う必要がある。</p> <p>労務管理書類については、紙媒体で管理・保存している事業場も多く、労務管理書類の保存期間の延長に伴い、今後、電子媒体で管理できるようシステム化を図ることが重要と考えられるところであり、これについては改正労基法案に関する衆議院及び参議院厚生労働委員会の附帯決議においても、「中小企業等における記録の電子データ化を支援し、記録の保存等にかかる負担の軽減を図ること。」等とされているところであり、労務・労働時間の適正管理を推進し、生産性の向上を図り、労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給することが有効であるため、事業を行う必要がある。</p> | | |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>社会復帰促進等事業で実施する必要性</p> | <p>本事業は、長時間労働の是正のため、時間外労働時間の削減等に取り組む中小企業事業主に対して支援を行うことにより、生産性を高め、仕事と生活の調和のとれた働き方を普及させるものであり、その結果、労働者の時間外労働の縮減等につながる上、長時間労働に起因する脳・心臓疾患や精神疾患の発症リスクを減少させ、過労死等の防止など労働災害減少に寄与するものである。 したがって、本事業は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適うものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要があるものである。</p> |
| <p>事業全体の経費削減内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・事業全体で、説明会やシンポジウム等の実施方法を、対面式（集合方式）から、原則リモート方式の開催として、費用の抑制を行った。 ・②については、派遣専門家の訪問等支援の積算件数について、働き方改革関連法の施行に伴い、昨年度強化した商工団体等への訪問支援等の積算件数の縮減等の見直しを図った。 ・③については、令和2年度の執行実績等を踏まえ、見込件数及び所要額の見直しを図った。 |
| <p>期待される施策効果</p> | <p>労務・労働時間の適正化を推進することにより、労働者の健康の確保が図られることとなり、長時間労働に起因する脳・心臓疾患や精神疾患の発症リスクが減少し、過労死等の防止など労働災害減少に寄与することが期待される。</p> |
| <p>その他特記事項</p> | |

不妊治療を受けやすい休暇制度等環境整備事業



令和3年度 委託事業

令和3年度要求額 29,697千円

令和2年度予算額 23,473千円

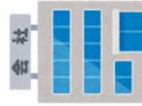
趣旨目的

近年不妊治療を受ける夫婦は約5.5組に1組、不妊治療（生殖補助医療等）によって誕生する子どもも約18人に1人となるなど、働きながら不妊治療を受ける労働者は増加傾向にあるが、不妊治療と仕事の両立ができず、16%の方が退職している。また、国会も含め社会的に、不妊治療を受けやすい休暇制度等の職場環境の整備への関心が非常に高まっている。このため、事業主、上司や同僚に不妊治療についての理解を促すとともに、当該休暇制度等の導入に取り組み事業主を支援することにより、不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を促すこととする。

事業概要

専門家による検討委員会の開催

- ① セミナーの企画・運営に係る検討
- ② セミナー実施後の追跡調査に係る検討(実地ヒアリング・通信調査)等
- ③ 追跡調査結果報告書の作成



不妊治療を受けやすい休暇制度等導入支援セミナーの実施

- ・不妊治療と仕事の両立を支援する企業内制度の導入マニュアル(R1年度作成)等を活用するなど、効果的な周知・啓発を行う。
- ・不妊治療を受けやすい休暇制度の導入に興味のある企業等を対象とした不妊治療を受けやすい休暇制度等導入支援セミナーを実施する。

追跡調査(実地ヒアリング・通信)の実施と報告書の作成

- ・不妊治療を受けやすい休暇制度等導入支援セミナーの参加企業を対象に、セミナー後の休暇制度の導入状況についての追跡調査(実地ヒアリング及び通信調査)を行い、報告書をとりとめる。

参考

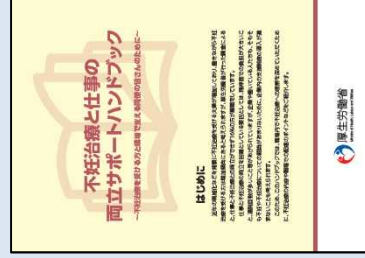
第4次少子化社会対策大綱【R2.5.29閣議決定】

(不妊治療への支援より抜粋)

○不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備

不妊治療について職場での理解を深めるとともに、仕事と不妊治療の両立に資する制度等の導入に取り組み事業主を支援し、仕事と不妊治療が両立できる職場環境整備を推進する。

(周知・啓発資料)



働き方改革推進支援助成金

令和3年度要求額 6,544,917 (7,292,042) 千円

| コース名 | 助成概要 | 支給要件 | 助成率 | 助成上限額 | 助成対象 | 賃金加算 |
|--|--|--|---|---|---|--|
| 労働時間短縮・ 年休促進支援 コース 要求額 1,452,236千円 (2,614,338千円) | 労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成 | 助成対象の取組を行い、以下の何れかを1つ以上実施 ① 36協定の月の時間外労働時間の縮減 ② 特別休暇の整備 ③ 時間単位の年休の整備 | 費用の 3/4 を助成 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、 4/5 を助成 | 成果目標の達成状況に基づき、①～③の助成上限額を算出 合計は 200万円 ① 月80時間超の協定の場合に月60時間以下に設定：100万円 ※月60時間超80時間以下の設定に留まった場合：50万円 ※月60時間超80時間以下の協定の場合に、月60時間以下に設定：50万円 ② 50万円 ③ 50万円 | 労働時間短縮や生産性向上に向けた取組 ① 就業規則の作成・変更 ② 労務管理担当者・労働者への研修(業務研修を含む) ③ 外部専門家によるコンサルティング ④ 労務管理用機器等の導入・更新 ⑤ 労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 ⑥ 人材確保に向けた取組等 | 賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成金の上限額を更に 15万円～最大150万円加算 【5%以上の場合には、 24万円～最大240万円加算 】なし |
| 勤務間インターバル導入コース 要求額 1,878,648千円 (2,143,398千円) | 勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成 | 助成対象の取組を行い、新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること | | 勤務間インターバル時間数に応じて ・ 9時間以上11時間未満： 80万円 ・ 11時間以上： 100万円 上限額： 50万円 | | |
| 労働時間適正管理推進コース (新規) 要求額 1,610,057千円 (0千円) | 労務・労働時間の適正管理を推進し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた中小企業事業主に対して助成 | 助成対象の取組を行い、新たに勤怠・賃金計算等をリンクさせたITシステムを用いた時間管理方法を採用するとともに、労務管理書類の5年間保存について就業規則等に規定すること。また、労働時間適正把握に係る研修を実施すること。 | | | | |
| 団体推進コース 要求額 1,603,976千円 (2,534,306千円) | 傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成 | 事業主団体が助成対象の取組を行い、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること | 定額 | 上限額： 500万円 複数地域で構成する事業主団体(傘下企業数が10社以上)の場合は 上限額： 1,000万円 | ① 市場調査 ② 新ビジネスモデルの開発、実験 ③ 好事例の周知、普及啓発 ④ セミナーの開催 ⑤ 巡回指導、相談窓口の設置等 | なし |

| |
|-----------|
| NO. 14 |
| 令和2年度事業番号 |
| 47 |

| 事業名 | 医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組 | 令和2年度 予算額 | 令和3年度 予算要求額 |
|---------------------------|--|--------------|----------------|
| | | 672,650(千円) | 755,053(千円) |
| 担当係 | 労働基準局 労働条件政策課 労働条件確保改善対策室 労働条件改善係 | | |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号） | | |
| 実施主体 | 厚生労働省本省、都道府県労働局、民間団体 | | |
| 令和2年度の 事業概要 | <p>①各都道府県が設置主体となる、医療機関に対する勤務環境改善をワンストップで支援するための「医療勤務環境改善支援センター」（以下「勤改センター」という。）に医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関からの労務管理等に関する相談支援等を行う。</p> <p>②医療機関に対するアンケート調査、医療従事者の勤務環境改善に向けた手法の確立のための調査・研究。</p> <p>③医療機関の勤務環境改善に関する好事例等を掲載したウェブサイトの運営、医療勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進セミナーの実施。</p> | | |
| 令和3年度から 新たに 実施したい内容 | 勤改センターの従来の役割である相談対応、医療機関の求めに応じた医療労務管理アドバイザーの派遣に加え、時短計画の策定支援を新たに実施するとともに、各都道府県において医療機関を年間を通じて支援することにより、マネジメントシステムの導入・定着を図る特別支援を実施するなど、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組支援を強化する。 | | |
| 事業の必要性 | 有識者による「医師の働き方改革の推進に関する検討会」において、令和3年度以降に医療機関が医療勤務環境改善マネジメントシステムに基づき時短計画を策定するにあたり、「勤改センターが医療機関への相談支援を行うこと」が議論されていることを踏まえ、従来の取組に加え、時短計画の策定支援等に対応することが出来る相談支援体制を整備する必要があるため。 | | |
| 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性 | <p>国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、厳しい勤務環境にある医師等の医療従事者が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっているため、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた施策の更なる推進を図る必要がある。</p> <p>本事業により医療従事者の勤務環境の改善が促進されれば、長時間労働が解消することによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適うものであり、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> | | |
| 事業全体の 経費削減内容 | 令和2年度より、仕様書上、都道府県毎の支援回数等を詳細に設定することにより、契約差額及び執行実績との乖離が生じないよう取り組んでおり、令和3年度も引き続き、令和2年度の実績を踏まえつつ、事業の適正な執行に努める。 | | |
| 期待される 施策効果 | 医療機関が、医療勤務環境改善マネジメントシステムにより自主的に勤務環境の改善に取り組むことが促進される。 | | |
| その他特記事項 | | | |

医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組

国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けられるためには、長時間労働など厳しい勤務環境におかれている医療従事者の勤務環境の整備が喫緊の課題であることから、労務管理支援など、医療機関の勤務環境改善に向けた主体的な取組に対する支援の充実を図ることにより、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組の充実につなげる。

令和3年度要求額 755,053(672,650)千円

医療労務管理支援事業

623,756(516,209)千円

全国47都道府県の医療勤務環境改善支援センターに社会保険労務士などの労務管理の専門家(医療労務管理アドバイザー)を配置(※)し、医療機関からの各種相談に応じるとともに、医療機関の求めに応じ、医療労務管理アドバイザーを派遣し、上限規制の適用に向けた時短計画の策定支援、各都道府県において医療勤務環境改善マネジメントシステムの効果的な推進策を検討するための特別支援の実施など、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組みを支援する。

また、医療従事者の働き方改革に向けて、研修やセミナーなどを通じた法や制度の周知を図る。

(※)東京4名、大阪・愛知各3名
その他道府県2名



勤務環境改善に向けた調査研究事業

49,477(39,507)千円

医療従事者の勤務環境改善に資するため、以下の取り組みを行う。

- ・有識者による検討委員会の設置

- ・医療機関の勤務環境改善にかかる事例収集

- ・特別支援のためのスキルアップ研修の実施及び特別支援のタイアップ事業

- ・医療機関の労働実態(時間外労働、夜勤、連続勤務等)を把握するため、全医療機関を対象とした実態調査



マネジメントシステムの普及促進等事業

57,967(93,081)千円

勤務環境改善に関する好事例、国による支援施策、医療機関が自主的に勤務環境の改善に取り組む際に活用できる支援ツールなどを掲載したHP(いきいき働く医療機関サポートWeb)を運営する。

また、医療勤務環境改善マネジメントシステムの普及・啓発のためのセミナーの開催、周知用リーフレットの作成・配布、インターネット広告等による周知を行う。

さらに、勤務環境改善に取り組み、成果を上げた医療機関の事例を収集し、動画等を作成・配信する。

